無形文化遺産保護条約に係わる国際動向調査 報告書

東北大学東北アジア研究センター 2020年3月

目 次

1	はじ	こめに
2	ユネ	ベスコ無形文化遺産保護条約に係わる政府間委員会(2019年 12月)報告 3
3	派道	董事業 ·······21
4	招耶	身事業25
5	国内	√引調査27
6	おれ	o h la29
7	参考	考資料30
	7-1	無形文化遺産保護条約に係る政府間委員会(2019年12月9日から14日)の
		事前資料作成
	7-2	政府間委員会における議事概要43
	7-3	招聘事業関連資料

1 はじめに

本冊子は文化庁からの受託事業「無形文化遺産保護条約に係わる国際動向調査」(2019年10月から2020年3月)の報告書である。

この事業は、ユネスコの無形文化遺産保護条約に関わる国際動向を調査研究することを目的としている。従来無形文化遺産に係わる国際的行政とは十分な形で係わってこなかった文化人類学分野等の大学の研究者を巻き込んで実施することで新しい観点にもとづく情報提供することを目標とした。そのための方針は四つある。第一に、申請機関(東北大学)を基軸としながらも、関連分野における我が国の関連する研究者の連携を促進すること、第二に国際的な無形文化遺産行政に関わる行政関係者や研究者などの専門家とのアカデミックなレベルでの交流を実施すること、第三に、大学の重要な機能である次世代研究者の育成を考慮することである。第四に従来交流が十分でなかった国外の無形文化遺産の研究者と国内の無形文化遺産研究を行ってきた関連諸分野の研究者・実務家の交流を促進することである。

こうした方針に基づき、東北大学を基軸とし、東北歴史博物館、国立民族学博物館、東京文化財研究所等が緩やかに連携する研究組織を作った。なお東北大学では、2011年の東日本大震災後に、震災復興及び防災に関わる文化財の役割を探求する研究グループが発生した。2018年には東北大学は、指定国立大学災害科学世界トップレベル研究拠点を発足させたが、このなかに当該メンバーが加わることになり、災害と無形文化遺産について調査研究する災害人文学領域が設置された。そこでは学内の東北アジア研究センターを中心に、災害科学国際研究所、文学研究科が連携した体制が構築されている。東北アジア研究センターは、東北歴史博物館とは学術協定を提携し協力体制を構築してきた。こうした方針と研究体制によって以下の文化庁からの受託研究を実施した。その内容は以下の四つ

こうした方針と研究体制によって以下の文化庁からの受託研究を実施した。その内容は以下の四つである。

- (1) 無形文化遺産保護条約に係る政府間委員会(2019年12月9日-14日・コロンビア)の事前資料作成
- (2) 政府間委員会における議事概要作成
- (3) 政府間委員会にかかる報告書作成
- (4) 無形文化遺産に係わる国際調査

最初に無形文化遺産保護条約に係る政府間委員会に関わる(1)から(3)について述べておきたい。 まず政府間委員会が実施される以前に、この件について専門的知見を蓄積している東京文化財研究所 から専門家を派遣してもらい国際文化財行政に係わる基礎知識についての研修事業を実施した。事前 資料作成(1)については、東北大学等における国内外の無形文化遺産を研究する若手研究者(大学 院生を含む)と国際的文化行政に係わる研究者がチームを作り、この事業に対応した。

議事概要作成(2)については、複数の研究者を政府間委員会に派遣し、これに対応するチームを作った。政府間委員会においては、会議時間はもちろんのこと、各セッション間の休憩時間などを利用し、各国の無形文化遺産保護担当者や研究者等の専門家との積極的な交流を行った。専門研究に係わる特定の関心をもつ研究者が交流することで、政府間委員会に係わる全般的な情報だけでなく、各国の担当者・専門家との間で共有可能なアカデミックな関心に係わる情報を収集し、今後の文化・学術交流の機会の実現に資することを目指した。報告書作成にあたっては、政府間委員会の参加者による報告会を設け、メンバーと意見交換する機会を設けながら、研究組織で情報を共有した。それらの結果が

2章で述べられている。これらは政府間会議のいわば会議録であり、一見だけではよくわからないかもしれない。ただ政府間会議においてどのような資料に基づきどのような議論が行われたかを示す資料になっている。資料的価値を考え報告書に掲載することにした。上記にある(1)の事前資料と(2)議事概要については参考資料として巻末(7章)に掲載した。このうち(1)については委託側の文化庁からの要請もあり掲載していない部分もある。

上記(4)の「無形文化遺産に係わる国際調査」は、以下の三つの内容から構成される。まず派遺事業だが、東北大学による国外の無形文化遺産研究の研究蓄積を生かしながら、次世代研究者支援を踏まえた派遺事業を実施した。次世代研究者とベテラン研究者が組を作り、後者が指導・助言できる体制をつくり、ネパールとモンゴルに派遣した。これらの国の無形文化遺産担当関係者や専門家との意見交換を現地で行い、当該国と我が国の間で可能な無形文化遺産行政に技術移転に係わる情報を収集できた(3章)。

招聘事業については、震災遺物をめぐる倫理実践と災害時における無形文化遺産の役割についての国際シンポジウムを行った。このシンポジウムは4つの番組から構成された。第一に大震災後に様々な形でのこる遺物は犠牲者の慰霊に関わるものであり、また被災者が復興をする際に重要な役割を果たす。この点についてフランス、インドネシアから専門家を招き、国内の専門家を踏まえて討論を行った。第二に、緊急時における無形文化遺産の役割について、日本の文化行政の取組と海外(ネパール)とのそれとを比較検討する機会を設けることである。第三に海外の専門家を交えた被災地巡検である。東北歴史博物館との協力の下にこの研修を実施した。なおシンポジウムのなかでは派遣事業のなかでネパールとモンゴルに派遣した若手研究者にも調査報告を行ってもらった。特にネパールに関しては、2015年のネパール地震の文化財復興に尽力した専門家を招聘すると共に、この復興状況のドキュメンタリー映画会を市民に向けて行い、監督を招聘し交流する機会をもった(4章及び参考資料7-3)。

なお、上記の招聘事業に係わり我が国側からの国際発信力を高めるために、国内における無形文化 遺産の調査・研究を行いその成果を意見交換する場を設けた。第一に、東日本大震災の被災地におけ る無形民俗文化財(特に芸能・祭礼等)の復旧状況についての予備的量的調査を実施することである。 緊急時における無形文化遺産の役割については近年関心が高まっており、その基礎的データを収集し 発信する事を目指した(5章)。

こうした形で受託事業を実施することで、国際社会における無形文化遺産行政が大変ドラスティックなものであることを理解した。コロンビアのユネスコ政府間会議はその最たるものであり、文化遺産がまさに外交として議論をされる現場を目の当たりにすることができたことは新しい発見でもあった。また派遣・招聘事業に係わり、若手研究者や大学院生を巻き込んだ研究集会等の事業ができたことは、教育という点でも大きな効果があったと思われる。なお、大学の重要な機能である国際共同研究の経験を活かし、担当者・専門家の国内・国際的ネットワークを構築することができたことは、今後の新しい研究につながることが見込まれる。

事業代表 高倉浩樹(東北大学東北アジア研究センター教授)

2 ユネスコ無形文化遺産保護条約に係わる政府間委員会(2019年 12月)報告

2-1 第15回政府間委員会報告

会議名:無形文化遺産条約第14回政府間委員会

日時: 2019年12月9日(月)~14日(土)

会場:アゴーラ・ボゴタ・コンベンション・センター、ボゴタ、コロンビア

委員国:

グループ I(北米・西ヨーロッパ): オーストリア、キプロス、オランダ

グループ II (東ヨーロッパ): アルメニア、アゼルバイジャン、ポーランド

グループ III (ラテンアメリカ・カリブ海地域): コロンビア、キューバ、グアテマラ、ジャマイカグループ IV (アジア・太平洋地域): 中国、日本、カザフスタン、フィリピン、スリランカ

グループ V(a)(アフリカ): カメルーン、ジブチ、モーリシャス、セネガル、トーゴ、ザンビア

グループV(b) (アラブ諸国): クェート、レバノン、パレスチナ

議長国: コロンビア (議長: Ms María Claudia Lopez Sorzano)

副議長国:オーストリア、ポーランド、フィリピン、ザンビア、パレスチナ

ラポルトゥール (書記): ジャマイカ (Mr Bernard Jankee)

*本会議では従来の英語・フランス語に加え、スペインの協力によりスペイン語の同時通訳が行われた。

12月9日(月) 第1日

議題1 開会

ユネスコ文化セクター統括官補佐の挨拶、コロンビア国文化大臣の挨拶ののち、議長が第 14 回政 府間委員会開会を宣言。

議題2 議題の採択

議長より資料、議事進行方法、発言時間について説明したのち、原案どおり議題が採択された。第 14 回政府間委員会の議題は以下の通り。

- 1. 開会
- 2. 議題の採択
- 3. オブザーバー
- 4. 第13回政府間委員会の議事録の採択
- 5. 委員会及び事務局の活動報告
 - a. 締約国会議 (General Assembly) への委員会活動の報告 (2018 年 1 月-2019 年 12 月)
 - b. 事務局の活動報告(2018年1月-2019年6月)
- 6. 無形文化遺産基金:任意拠出金およびその他の課題
- 7. 2020-2021 年の無形文化遺産基金の利用計画
- 8. 定期報告制度の見直し
- 9. 締約国の報告

- a. 危機リストに記載された案件にかかる締約国からの定期報告の審査
- b. 無形文化遺産基金による国際支援の利用に関する締結国の報告
- 10. 評価機関の 2019 年度活動報告
 - a. 緊急の保護を必要とする無形文化遺産リスト記載案件の審査
 - b. 人類の無形文化遺産の代表的な一覧表(代表リスト)記載案件の審査
 - c. グッドプラクティス登録案件の審査
 - d. 国際支援の申請に関する審査
- 11. 一覧表記載案件の名称の変更
- 12. 一覧表記載案件に関する事後調査
- 13. 非常時における無形文化遺産
- 14. 条約におけるリスト記載メカニズムの再検討
- 15. 条約実施における NGO の参加について
- 16. 特別作業部会からの報告
- 17. 認定 NGO の新規登録、および認定 NGO 活動報告
- 18. 2020 年サイクルの評価機関の任命
- 19. オープンエンド作業部会によるのユネスコ統治機関のガバナンス、作業手順、および作業方法に関する推奨事項(39C/Resolution 87)の実施状況についてのフォローアップ
- 20. 第15回政府間委員会の開催地および日程
- 21. 第15回政府間委員会事務局 (ビューロー) の選出
- 22. その他の案件
- 23. 議決一覧の採択
- 24. 閉会

議題3 オブザーバー

オブザーバー参加となる NGO 等を紹介。

- · International Centre for Research and Documentation on African Traditions and Languages (CER-DOTOLA) (第 11、12、13、14 回委員会)
- · International Council for Game and Wildlife Conservation (CIC) (第 12、13、14 回)
- · African Trade Centre (ATC) (第 13、14、15 回)
- · Centre for Black Culture and International Understanding (CBCIU) (第 14 回)
- ・Arab League Educational, Cultural and Scientific Organization (ALECSO): 第 15 回~17 回委員会への参加を希望。

議題4 第13回政府間委員会の議事録の採択

事務局より報告があり、意見はなく採択された。

議題 5a 政府間委員会の活動報告

2003 年条約第30条に従い、政府間委員会はその活動を総会に報告することになっており、またその報告はユネスコ総会において周知される(第30条第2項)。提出された2018年1月から2019年12月までの委員会活動報告草案は第8回締約国会議に提出されるものだが、12月9日時点で草案が整っていないため、報告および採択は最終日に延期された。

最終日には完成した草案が提出され、そのまま、午後のセッションにて採択された。報告への意見

はなかったが、アゼルバイジャン、カザフスタンの要望により、議決文パラグラフ3の2018年に条約を批准した3か国について、キリバス、シンガポール、ソロモン諸島の国名が明記された。

議題 5b 事務局の活動報告

事務局より、2018年1月~2019年12月の活動について、I. 条約のガバナンス、II. 運営活動、III. コミュニケーション・アウトリーチ活動に分けて報告された。主要な運営活動においては、プライオリティの最も高い能力開発プログラム、2018年より第二のプライオリティと位置づけられているフォーマルおよびノンフォーマル教育における無形文化遺産関連の活動に加え、非常時の無形文化遺産、都市環境における無形文化遺産といった課題についても活動が進められてきたことが報告された。主要なポイントは以下の通り。

- ・条約実施状況のモニタリングについては 2017 年より定期報告システムの見直しを行っており、 2020 年より地域ごとの報告システムを試行する(議題 8 を参照)。
- ・能力開発プログラムについては、アフリカ33か国、小島嶼開発途上国(SIDS)18か国を含む92か国に増加し、中央アジア、アジア太平洋、ヨーロッパ等のカテゴリー2センターとの協力によるワークショップを通じて56名のファシリテーターが養成され、そのネットワークが拡大・強化された。
- ・教育は条約第2条および14条において重要な保護措置として位置づけられている。またSDG4 に貢献するものでもあり、ユネスコ教育セクターと連携して活動を進めている。
- ・非常時の無形文化遺産に関する議論の進展については、譲題13を参照。
- ・都市環境における無形文化遺産に関しては、2018年5月より中国の文化産業関連企業の資金で「持続可能な都市のための無形文化遺産と創造性」。都市におけるコミュニティ主体のインベントリー作成のための方法的枠組を作るため、デスクリサーチ等を実施。第1期のパイロットケースとして、キングストン(ジャマイカ)、ジョージタウン(マレーシア)、ハラレ(ジンバブエ)で実施、第2期としてアヤクチョ(ペルー)、イルビッド(ヨルダン)、トビリシ(グルジア)を選定。*報告中に明記されていないが、この課題もSDGs(目標11)に関わるものであり、2018年以降、SDGsを見据えた事業に力点を置いていることが窺える。

これを受けて、各国よりユネスコ事務局の活動に対する賛辞が寄せられた。特に、能力開発(特に アフリカ諸国での重要性)、教育における無形文化遺産の取り組みおよび SDGs への貢献、非常時の 無形文化遺産などを評価する発言が相次いだ。

議決において、アゼルバイジャンの提案により、アフリカおよび SIDS を対象とし、非常時を含めた国家のキャパシティを強化するための活動を事務局に要請するパラグラフが追加された(パラグラフ8)。

議題 6 無形文化遺産基金:任意拠出金およびその他の課題

無形文化遺産基金にかかる 2003 年条約第 VI 章の第 25 条第 5 項に従い、各締約国が拠出する分担金に加え、委員会は、当該事業が委員会により承認されている場合に限り、特定の活動目的のための無形文化遺産基金への追加の任意拠出金を受け入れることができる。第 12 回政府間委員会において、(1) 無形文化遺産保護のキャパシティ強化、(2) 教育における無形文化遺産、の資金拠出のプライオリティが承認されている。本報告では、事務局より、13 回委員会以降 2019 年 9 月までの任意拠出金

についての報告、および基金の運営コスト割合についての提案が以下の通り行われた。

- ・期間中、上記2件のプライオリティへの任意拠出金はなかった。国際支援等の支出が増加するなか、締約国からの追加の任意拠出金は一層重要になることが強調された。
- ・ただし、2019 年 9 月以降、プライオリティに沿った任意拠出金の提案があったことが補足された。 具体的には、オランダ(ラテンアメリカ・カリブ海地域における教育)、スウェーデン(事務局 の人材強化)、スイス(自然災害状況における無形文化遺産保護)で、アゼルバイジャンも緊急 時の無形文化遺産保護関連の能力開発について貢献する意志を示した。
- ・他の領域については、日本(記載メカニズムの検討)、中国・シンガポール(出向等による援助)、 モナコ・モンテネグロ(事務局人材強化)より、現物出資を含む資金提供があった。

こうした9月以降の進展を踏まえ、議決文パラグラフ5、および6を修正した上で委員会に提出、 採択が行われた。

運営コストについては、これまでどおりすべての分担金については 0% とするか、ユネスコ全体の Cost Recovery Policy に従い 7% とするか採決が必要。議決文に 2 案が提示された。主要な議論は運営コストの割合について行われ、分担金分について 0% を継続する A 案を支持する発言が多く、こちらが採択された。なお、この A 案のなかで、他の拠出金については 7% の運営コストとなることが不明瞭であったため、その旨追記、修正された。また、ジンバブエから 10% の運営コストを維持できないか質問がでたが、これについてはユネスコ全体のポリシーでの決定事項であるため、委員会に変更する権限はないことが事務局より説明された。

議題7 2020~2021年の無形文化遺産基金の利用計画

事務局より 2020~2021 年の無形文化遺産基金の運用計画案について報告された。主な論点は以下のとおり。

- ・任意の追加拠出金が減少したこと、未納の査定された拠出金(分担金)(44 か国が滞納)がある 一方、国際支援制度が定着し申請・受給が増加したことで、結果として支出が増加している。これは国際支援のメカニズムが機能していることを示すものではあるが、それだけ任意拠出金が更に重要になってくる。基金としてはより健全な運用状況になっていると言える。
- ・運用計画の主要な部分は国際支援に充てられる。予算項目3(委員会の他の機能)は、能力開発 や緊急時の無形文化遺産保護などが含まれる。また予算項目4~6、7の間である程度の移行がで きるよう柔軟な運用方針を維持したい。

議論では、基金予算の20%が割り当てられている予算項目3を中心に意見がでた。特にフィリピンは、20%という大きな割合が充てられていることから、その内訳を提示してほしいと要望。またその決定プロセスについても、ビューローだけでなく締約国が関与できないかとの意見がでた。アゼルバイジャンは、分担金の滞納により基金の予算が減少していることを問題視し、滞納国に対して国際支援への申請を停止するなど、事務局として可能な対応について質問した。

ユネスコ事務局は、提示した予算案は 2020 年 6 月の締約国会議にむけて今後詳細を詰めていくもので、これまで慣例として割合で提示してきたとし、また滞納国については委員国になれないといった制限があることを説明。議論の末、事務局で対応を考える必要がでたことから、議決文パラグラフ9 および 10 の採択は最終日に持ち越された。

最終的にユネスコ事務局は、次回以降の2年周期の基金予算案について以下のような方法を取るこ

とを提案し、承認された。

- ・委員国は、予算の見積もりを行った上で、配分比率のみでなく予想額を提示する。
- ・予算項目3については、C15 文書の「期待される成果(ER)」に基づいて詳細を提示する。今回 については、移行的な措置として配分比率によって詳細を提示する。

議題8 定期報告制度の見直し

締約国が提出する定期報告について、提出状況が好ましくないことから、2017年よりそのシステムの見直しを行ってきたが、2020年より新しい制度を導入することになり、ユネスコ事務局より説明が行われた。

- ・新しい定期的報告システムは、ユネスコの Overall Results Framework に沿うもので、地域ごとのサイクルで報告を提出する方式に変更。来年がこのシステム運用の最初の年となり、ラテン・アメリカ、カリブ海地域を対象として実施する。その後、ヨーロッパ、アラブ、アフリカ、アジア太平洋地域の順で実施し、2025 年は全体の総括とする。
- ・報告はオンラインを利用して行われ、その書式(Form ICH -10)もユネスコウェブサイトに掲載 済み。26 項目についてのガイダンスノートも作成しており、SGDs のようなグローバルな課題か ら、各国ごとの具体的な保護措置までカバーしており、各締約国は、状況にあわせてターゲット を定め、モニタリングを行っていくことができるようになっている。すべての項目に回答する必 要はなく、該当しない項目については、その理由を記載する。
- ・報告書作成のため、3日間の能力開発ワークショップを行う予定。
- ・最初のサイクルの最終年には総括を行い、そのパフォーマンスや改善点等について評価をおこなう。 この改善案については、多くの委員国より称賛の声があがった。オンラインでの提出方法など技術 的な点でいくつかの質問が出た。

議決は2日目の最初に行われ、提案通り採択された。

12月10日(火) 第2日

議題 9a 危機リストに記載された案件にかかる締約国からの定期報告の審査

運用指針パラグラフ 160 では、締約国は、緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表(危機リスト)に記載された無形文化遺産について 4 年ごとに報告することが定められている。提出された報告書はクロアチア、ケニア、ウガンダ、ベネズエラの 4 件(下記参照)であり、各案件について報告が行われた上で、それぞれの定期報告について採決がおこなわれ、全て原案通り採択された。

議決文番号	提出国	無形文化遺産案件	記載年
14.COM 9.a.1	クロアチア	Ojkanje singing	2010
14.COM 9.a.2	ケニア	Isukuti dance of Isukha and Idakho communities of Western Kenya	2014
14.COM 9.a.3	ウガンダ	Male-child cleansing ceremony of the Lango of central northern Uganda	2014
14.COM 9.a.4	ベネズエラ	Mapoyo oral tradition and its symbolic reference points within their ancestral territory	2014

議題 9b 無形文化遺産基金による国際支援の利用に関する締結国の報告

2003年条約第24条第3項に従い、国際支援により受益した締約国は、その利用について報告することになっている。ユネスコ事務局より、2018年7月から2019年9月の期間に提出された無形文化遺産基金を用いた無形文化遺産保護に関する報告について、以下の通り紹介された。

- ・これまでに 36 プロジェクトが実施され、19 プロジェクトが現在進行中。また新規に 17 件の申請のなかから 11 事業が採択された。
- ・インベントリー作成が重要な部分を占めており、国際支援事業の約半数が該当。能力開発や教育 に関連する案件で成果が出ている。
- ・2015年頃より基金の利用が増えてきており、その役割が重要になってきている。
- ・緊急時における、特に脆弱な人々の復興支援も重要。

委員国からは事業に対する評価が寄せられ、実際に支援を受けた国からは、国際支援が無形文化遺産保護の促進に役立ったことが紹介された。また紛争解決と平和構築ための無形文化遺産の活用にへの支援(例えばコロンビアの事例)も重要とするコメントが注目された。

議決は原案どおり採択された。

議題 10 2019 年度の評価機関の活動報告

報告・議論に先立ち、議長より各議決の採択方法等について説明があり、修正のない議決案は全文で採択すること、修正がある案件、対話プロセス実施案件についてはパラグラフ毎に採択を行うこと、また提出国は委員国からの質問に対して発言する機会を与えられることなどが周知された。

まず、評価機関より2019年の活動について、評価作成の流れ、特に評価方法の説明を中心に、以下のような報告があった。

- ・2019年の評価対象となったのは、危機リスト6件(うち2件は国際支援申請を含む)、代表リスト42件、グッドプラクティス3件、国際支援1件の合計52件。20か国の推薦皆は上限(53件)を超えたため、次回、優先的に扱う。
- ・評価は提案書の記載内容のみに基づいて行う。
- ・新たな試みとして、一部の記載が不十分で評価できないものについて「対話プロセス」が実施された。その対象となるのは原則として、単純な質問・回答により解決が可能なもので、評価基準 U/R3、および U/R4 を対象として、6 案件について実施。
- ・全体として、翻訳ミス、曖昧な表現、スペルミスなどの言語的な問題、Unique、Prestige など、 適切ではない表現の使用、不明瞭な案件名の使用、といった課題がある。
- ・多国間推薦案件について、提出国間、コミュニティ間での連携、共同の保護措置、推薦国の拡大 の可能性を考えることが必要。
- ・経済的側面が重視される傾向:過度な商業化の危惧、商品と実践を区別する必要性、観光、ブランド化、など。
- ・U/R5 のインベントリーについて、不十分な推薦書が多い。委員会はその重要性を強調する必要がある。
- ・依然としてトップダウンのアプローチや手法が不明瞭・不適切なものが見受けられる。コミュニティの参加は重要であり、コンセントの提示方法にも工夫の余地がある。
- *現在の評価機関は、第13回政府間委員会にて、2019年の危機リスト、代表リスト、グッドプラ

クティス、10万ドル以上の国際支援事業の評価に責任をもつ諮問機関として組織された。以下のメンバーで構成され、Korea Cultural Heritage Foundation の Ms Sangmee Bak が議長を務めた。

氏名·団体名	国	EG			
非委員国の専門家代表					
Pier Luigi Petrillo	イタリア	I			
Ľubica Voľanská	スロヴァキア	II			
Sonia Montecino Aguirre	チリ	Ш			
Hien Thi Nguyen	ベトナム	IV			
John Moogi Omare	ケニア	V(a)			
Saeed Al Busaidi	オマーン	V(b)			
認定 NGO					
Norwegian Crafts Institute		I			
Czech Ethnological Society		II			
Erigaie Foundation		III			
Korea Cultural Heritage Foundation (CHF)					
Association pour la sauvegarde des masques (ASAMA)					
Egyptian Society for Folk Traditions		V(p)			

議論のなかでは、今年より試行的に導入された対話プロセスについてのコメントが多数あがった。 また、危機リストの評価基準である U2、U3、代表一覧表の評価基準 R2、R3 に関する問題の提起も いくつかの国からあった。主な意見として以下が挙げられる。

- 対話プロセスは歓迎する動きだが、どのような基準で実施されたのかが不明瞭。
- ・外部のリソースは考慮せず、提案書のみに基づいた評価を行う現在の方法で十分といえるのか。
- ・U/R2、U/R3の評価基準について、十分に理解されていない状況がある。
- ・代表リストよりも危機リストを重視する必要性がある。
- ・過度の商業化、観光化、脱文脈化などの課題について、更に議論が必要。
- *議案の採決は議題 10d の後、12 月 12 日に実施した。

議題 10a 緊急の保護を必要とする無形文化遺産リスト記載案件の審査

危機リストへの記載案件および採択は下表の通り。エジプトが事前に案件を取り下げたため、5件 が議論された。

No.	提案国	名称	EB 評価	委員会 決定	議案修正、その他
1	ボツワナ	Seperu folkdance and associated practices	記載	記載	
2	ケニヤ	Rituals and practices associated with Kit Mikayi shrine	情報照会	記載	※ 対話プロセス実施案件(U3) 評価機関が対話プロセスを経て記載が 妥当と判断したことを受け、全文採択 された。
3	モーリシャス	Sega Tambour Chagos	情報照会	記載	U3 について不十分と評価されたが、パレスチナ等の委員より、対話プロセスで解決可能であり、コミュニティ主体の提案であることを重視すべきとの意見。委員の求めにより提案国が補足説明を行い、記載が決定した。その際、条件として2年毎に保護措置の進捗について報告することが追記された。
4	フィリピン	Buklog, thanksgiving ritual system of the Subanen	情報 照会	記載	※ 対話プロセス実施案件(U4) 評価機関の判断を尊重し、全文採択。
5	ベラルーシ	Spring rite of Juraŭski Karahod	不記載	記載	※ 国際支援提案案件 アゼルバイジャン・カザフスタンより、 本案件についても対話プロセスが行われるべきだったと発言。記載すべきと の意見が複数の国からでた。2年毎に 報告を提出することを条件に、オラン ダ・オーストリアも記載とする修正案 に加わった。
6	エジプト	Tally in Upper Egypt	不記戦		※ 国際支援提案案件 提出国より取下げ

12月11日 (水)

議題 10b 人類の無形文化遺産の代表的な一覧表(代表リスト)記載案件の審査

代表リストへの記載案件および採択は下表の通り。ブルガリアとドイツが取り下げたため、40件が審査された。

No.	提案国	名称	EB 評価	委 員 会 決定	議案修正、その他
1	アルメニア	Armenian letter art and its cultural expressions	記載	記載	
2	オーストリ ア・ギリシャ・ イタリア	Transhumance, the seasonal droving of livestock along migratory routes in the Mediterranean and in the Alps	記載	記載	多国共同提案の良好事例と評価。 議決文に修正あり。 スペインも共同提案に加わりたいとの 要望がコロンビアより提示され、議決 文に、今後、スペインはじめ関心のあ る国に拡大していくことを推奨する文 言が追記されることになった。
3	バーレーンほ か 14 か国	Date palm, knowledge, skills, traditions and practices	記載	記載	多国共同提案の良好事例と評価。

4	ベルギー	Ommegang of Brussels, an annual historical procession and popular festival	記載	記載	良好な提案書事例と評価。 都市における無形文化遺産、建築遺産 との関連にも言及。
5	ボリビア	The festival of the Santísima Trinidad del Señor Jesús del Gran Poder in the city of La Paz	記載	記印度	
6	ブラジル	Cultural Complex of Bumba-meu-boi from Maranhão	記載	記載	
7	ブルガリア	Nedelino two-part singing, an island with the monophonic sea of Rhodope songs	不記戦		提出国により取下げ
8	カーボベルデ	Morna, musical practice of Cabo Verde	記載	記載	すべての基準を満たすが、トップダウンのアプローチは避けるよう提出国に 提言。
9	キプロス・ギ リシャ	Byzantine chant	記載	記載	採択後、トルコより、不適当な名称の 使用や近隣国への配慮、相互尊重を欠 くと抗議あり。
10	ドミニカ	Music and dance of Dominican Bachata	情報会	記載	R3、R4について情報が不十分、また商業的測面に重点が置かれていることから、評価機関は情報照会とした。しかし16か国が修正案を支持し、記載となった。議論のなかで、モニタリングの意図、コミュニティ参加の実態、教育を通じた保護措置について質疑応答が行われ、委員会は上記の評価基準についても満たすと判断。 議決文修正の上、採択された。
11	エチオピア	Ethiopian epiphany	情報照会	記載	R2、R3 について情報が不十分のため情報照会とされたが、8 か国より修正案が提出された。 R2 に関しては本案件により他の無形文化遺産のビジビリティも向上すると評価できるとし、また過度の観光化や商業化への懸念は議決文中に残した上で、記載が決定。 採択後、エリトリアが多国間で提案すべきとの懸念を表明。
12	フランス・イ タリア・スイ ス	Alpinism	記載	記載	
13	ドイツ	Theatres and orchestras in Germany and their socio-cultural spaces	不記戦		提出国により取下げ

14	インド	Sowa-Rigpa, knowledge of healing or science of healing	情報照会	情報照会	※ 対話プロセス実施案件(R3) 対話プロセスを経て、評価機関は記載 が適当との評価を出していたが、パレ スチナの提案により情報紹介として採 択された(周辺国との国境問題がある 地域が含まれていたため)。 その後中国、インド、パキスタンのコ メントあり。
15	インドネシア	Traditions of Pencak Silat	記載	記載	
16	イラン	Traditional skills of crafting and playing Dotār	記載	記載	
17	イラク	Provision of services and hospitality during the Arba' in visitation	記載	記載	
18	アイルランド	Irish harping	記載	記載	
19	イタリア	Celestinian forgiveness celebration	記載	記載	
20	カザフスタン	Ak-kalpak craftsmanship, traditional knowledge and skills in making and wearing Kyrgyz men's headwear	記載	記載	
21	ラオス	Fone Lam Vong Lao (lamvonglao) (lamvong)	情報 照会	情報 照会	R2、R4、R5 が不十分のため情報照会 とされた。 修正案はなくそのまま採択。
22	マレーシア	Silat	情報照会	記載	R2、R3が不十分として情報照会の勧告が出ていたが、フィリピンをはじめ8か国より修正案が提出された。最終的に19か国が修正案に賛同、記載となった。質疑応答のなかで、R2が十分に理解されていないことが浮き彫りとなった。また、議決文にコミュニティの保護活動への積極的参加を促すパラグラフが追加された。
23	メキシコ・スペイン	Artisanal talavera of Puebla and Tlaxcala (Mexico) and ceramics of Talavera de la Reina and El Puente del Arzobispo (Spain) making process	情報照会	記載	評価機関は R3 が不十分のため情報照会としたが、この勧告に対し、19 か国が修正案を提示。対話プロセスで解決できた案件との意見が出た。特に問題となったのは、産地指定や商業的側面であったが、提出国よりこれは伝統的な知識・技術をれための措置であるとの説明がなされた。複数国の提案の場合に、関係国の保護策を協調するように求める意見がでた。

24	モンゴル	Traditional technique of making Airag in Khokhuur and its associated customs	記戦	記載	
25	モンテネグロ	Boka Navy, traditional maritime organization	情報照会	情報 照会	R1、R2、R3、R4 が不十分として情報 照会との勧告。 修正案はなく、そのまま採択された。
26	モロッコ	Gnawa	記載	記載	
27	ナイジェリア	Kwagh-Hir theatrical performance	情報 照会	記載	※ 対話プロセス実施案件(R3、R4) 対話プロセスを経て、評価機関は記載 が適当との判断。全文採択で記載が決 定した。
28	ノルウェー	Practice of traditional music and dance in Setesdal, playing, dancing and singing (stev/stevjing)	記載	記載	
29	ペルー	'Hatajo de Negritos' and 'Hatajo de Pallitas' from the Peruvian south- central coastline	記載	記載	
30	ポルトガル	Winter festivities, Carnival of Podence	記載	記載	コミュニティ中心の提案背の良好事例 との評価。
31	サモア	'Ie Samoa, fine mat and its cultural value	情報 照会	記載	※ 対話プロセス実施案件(R3) 対話プロセスを経て、評価機関は記載 が適当と判断。全文採択で記載が決定 した。
32	セーシェル	Moutya	情報 照会	情報 照会	R2、R3 が不十分として情報照会とされた。 修正案はなく、そのまま採択された。
33	スロバキア	Drotárstvo, wire craft and art	記載	記載	
34	スイス	Holy Week processions in Mendrisio	記載	記載	
35	シリア	Practices and craftsmanship associated with the Damascene rose in Al-Mrah	記쉖	記載	
36	タジキスタン	Falak	情報照会	情報照会	R2、R3、R5が不十分として、情報照会の勧告が出ていた。 カザフスタン他の委員国より修正案が提出された。カザフスタン他の委員国より修正案が提出された。カザフスタンは記載に値すると評価。一方、3項目について不分と評価されている提案書にし題であると評価機関の勧告を覆すのは問題であるとの意見もでた(オーストリア・オランダ)。また R5 に関しては、NGOがコミュニティに該当するか否かで議論となった。

					最終的に情報照会として採択されたが、R2、R5 については本委員会での質疑を通じて基準を満たすとの判断がなされた。また議決文末尾に、提案書修正にコミュニティが参加するよう推奨するパラグラフが追加された。
37	タイ	Nuad Thai, traditional Thai massage	情報 照会	記載	※ 対話プロセス実施案件(R3) 対話プロセスを経て、評価機関は記載 が適当と判断。全文採択で記載が決定 した。
38	トルコ	Traditional Turkish archery	記載	記載	
39	トルクメニス タン	Traditional turkmen carpet making art in Turkmenistan	記載	記載	
40	ウクライナ	Tradition of Kosiv painted ceramics	記載	記載	
41	ウズベキスタ ン	Khorazm dance, Lazgi	記載	記載	
42	ベトナム	Practices of Then by Tay, Nung and Thai ethnic groups in Viet Nam	記載	記載	

12月12日(木)

議題 10c グッドプラクティス登録案件の審査

グッドプラクティス登録案件および採択は下表の通り。パナマが事前に取り下げたため 2 件のみ審 識された。

No.	提案国	名称	EB 評価	委員会 決定	議案修正、その他
1	コロンビア	Safeguarding strategy of traditional crafts for peace building	採択	採択	紛争地域における平和構築のためのモ デルとしても評価。
2	パナマ	Ecological and cultural programme associated with the Armila Sea Turtle Festival	情報照会		提出国により取下げ
3	ベネズエラ	Biocultural programme for the safeguarding of the tradition of the Blessed Palm in Venezuela	採択	採択	環境保全と無形文化遺産保護を関連させた良好事例。

議題 10d 国際支援申請に関する審査

下記1件が審議された。

No.	提条国	名称	EB 評価	委員会 決定	議案修正、その他
1	ブルキナファソ	Capacity building for stakeholders involved in safeguarding the intangible cultural heritage in Burkina Faso	採択	採択	

12月13日(金)

議題 11 一覧表記載案件の名称の変更

スウェーデンより、2018 年の第 13 回政府間委員会でグッドプラクティスに記載された 'Land-of-Legends programme, for promoting and revitalizing the art of storytelling in Kronoberg Region (South-Sweden)' について、'(South-Sweden)' を削除したいとの要望が提出された(2019 年 3 月 15 日付け)。討議では意見はなく、原案どおり採択となった。

議題 12 一覧表記載案件に関する事後調査

2010年に代表リストに記載されたベルギーの Aalst Carnival の記載取り消しを事務局が提案 (2019年3月21日の委員会ビューローで決定)。記載取り消しとなる案件は初めてである。主な経緯・問題点は以下のとおり。

- ・2013年以降、本案件に関するクレームが複数回に渡って事務局に寄せられた。
- ・人種差別的、排外主義的な表現が見られることから、深刻な問題と判断。またそうした事案が繰り返し観察・報告されており、記載以前にもそうした問題があったことが、調査の結果明らかになった。
- ・関連コミュニティは明確な対策を取ることはなく、表現の自由の下こうした表現が繰り返されて きた。
- ・人種差別的、排外主義的表現は、ユネスコの価値観と大きく異なる。明らかに条約第2条の相互 理解の理念に反しており、リスト記載の評価基準R1を満たさないと判断するに至った。
- ・また、条約第16条に規定する文化的多様性のための対話を促進するという代表リストの目的に も合致せず、評価基準R2を満たさない。

本議案はビューロー会議にてコンセンサスを得たものが提示されたため、採択を行ったのちに、議論がおこなわれた。採択においては、2019年12月5日付けでベルギー政府が本案件の記載を取り下げる意志を示したことを受けて文言の修正が行われた。

採択後、多くの国が取り消しに賛同する発言を行った。締約国には記載された案件に対して責任が あること、また問題のある案件を記載と判断した評価方法についての疑問も提示された。

*なお、同日午後、本議決に基づいて事務局が行なったプレスリリースの表現に対してパレスチナ、 クェートなどアラブ諸国よりクレームが入り、審議中であった議案 14 を一時中断し、プレスリ リースの修正対応が行われた。

議題 13 緊急時における無形文化遺産

ユネスコでは第11回委員会(2016)以来3年間にわたって、自然災害や紛争といった緊急時の無形文化遺産について議論を重ね、緊急事態による無形文化遺産への影響と、復興やレジリエンスのツールとしての無形文化遺産という二つの観点から課題が提起されてきた。第13回委員会(2018)での提言を受け、2019年5月にパリ本部で専門家会合を開催し、原理や方法論について成果がまとめられたことから、その報告が行われた。主要なポイントは以下の通り。

- ・自然災害と武力紛争の双方に適用可能な運用原理や手法を議論。
- ・緊急時の無形文化遺産が持つ二つの側面をコミュニティがどう活用するか。
- ・既存の人道的取り組みと協調し、備え (Preparedness)、非常時対応 (Response)、復興 (Recovery) の災害サイクルのコンセプトを活用。
- 一般討議では多くの国からこの取り組みへの評価と意見が寄せられた。注目すべき意見としては以下のようなものが挙げられる。
 - ・2030 アジェンダにも沿うもので、今後の 2003 年条約の方向性を示すものでもある。ハーグ条約 の第 2 議定書(1999) との相乗効果も期待でき、共同会議開催などが考えられる(*オーストリアより提案がありパラグラフ 10 として追加)。
 - ・運用にあたっては、複雑なコミュニティの状況を考慮する必要がある。コミュニティにおける防 災減災のなかで無形文化遺産の役割を考えることが重要。
 - ・NGO の役割は非常時対応段階が中心となることが多いが、災害前・復興段階を含めた長期的視野の取り組みが求められる。
 - ・「緊急時」に含まれるものとして、占領、紛争後もあることを確認。また気候変動も併せて考えるべき (パラグラフ 11 のなかで追記)。

無形文化遺産保護の重要性と保護そのものが非常時に対するコミュニティの備えや復興に訳立つことが再確認され、2020年6月の第8回締約国会議に非常時の無形文化遺産保護についての添付文書(LHE-19-14.COM-13 REV-EN参照)を提出することとなった。

議題 14 条約におけるリスト記載メカニズムの再検討

第13回委員会(2018年)より、日本政府の支援による2003年条約のリストへの記載メカニズムの再検討が始まった。これは2017年の委員会において、ベトナムが案件の危機リストから代表リストへの移行を希望したことで、記載システムの全面的な見直しの必要性が認識されたことによる。今後、専門家会合(2020年)、政府間作業部会(2021年)等を経て、2022年の第9回締約国会議までに取りまとめる計画であり、本委員会ではユネスコ事務局より、記載メカニズムに関連する課題の整理、および今回新たに実施された対話プロセスについて説明が行われた。主な論点は大きく以下に分けられる。

- ・記載メカニズムの全体的な見直し:代表リストの趣旨に対する誤解、危機リスト、グッドプラクティス登録の低利用
- ・記載の評価基準に関連する課題: R2 の不十分な理解、U/R5 (インベントリー) が不十分な事例 が多いことなど。
- ・記載された案件のフォーローアップに関する課題:現在は記載後の課題について委員会と情報 共有するシステムを欠く。

・提案書の評価・審査の方法論:提案書のみに基づいた評価の妥当性、案件自体を評価していない との委員会の批判など。

対話プロセスは、第 11 回委員会(2016 年)において、軽微な情報不備により情報照会と勧告された案件と、本質的な課題を抱える情報照会案件とを区別し、前者については提案書審査サイクルのなかで解決できるよう促すプロセスの必要性が認識されたことを受け、2019 年の提案書審査において、初めて試験的に導入された。第 8 回締約国会議における運用指示書の見直しのなかで、正式な審議手順として位置づけられる予定。

議論においても様々な意見が提示された。危機リスト、代表リストの記載メカニズムについてはこれまでも議論が重ねられ、2016年からは評価機関を設立して運用している。しかしながら評価機関による評価内容が、必ずしも政府間委員会による記載判断材料の全てになっていないこともあり、現状のあり方に大きな問題をはらんでいることを多くの国が共有している。評価機関による評価に関しても、Outstanding、Unique、Originなどの不適切とされる表現に過剰に反応しておりローカルな文脈を把握しきれていないこと、多くの評価において言及されたOver-commercialization、Decontextualizationなどのリスクについても明確な基準が不明瞭であること、対話プロセス実施案件の選択基準がわからないこと、提案書には記載されない政治的文脈など提案書だけでは十分に評価できないことなど、幾つかの課題が指摘された一方で、その判断をもっと重視すべきという意見も一定数あった。そのなかで対話プロセスの導入は、課題を含みつつも好評価を得ており、提出国・評価機関間のより多くのコニュニケーションを望む声が聞かれた。

議決文に対して大きな異議は出されなかったが、運用指示書を改定し、記載取り消しや移行の手順および基準について明確化する必要性、評価基準 R2 の見直しの必要性、多国共同提案案件への追加参加プロセスの簡易化、記載済み案件だけでなく審査中の案件についても第三者から事務局にもたらされた情報を周知することなど、具体的な論点が追記された。

なお、本件に関しては、日本の任意拠出金に基づいて評価を行ったこともあり、発言する多くの国から日本に対する感謝が示された。

12月14日(土)

議題 15 条約実施における NGO の参加について

第12回委員会(2017年)より、認定 NGO による助言機能の定義について検討が始まり、第13回委員会(2018年)において、委員会はユネスコ事務局に、認定 NGO、NGO フォーラム、作業部会、締約国と議論を継続するよう求めた。ここでは NGO フォーラムより、NGO の無形文化遺産条約における役割について報告が行われた。2003年条約第9条に規定される NGO の役割は委員会への助言を行うことができる能力を持つ組織であり、運用指示書パラグラフ96にも明記されているが、今回の検討プロセスのなかで、NGO の認定システムが無形文化遺産保護に何らかのかたちで貢献するための提携メカニズムとして理解されている傾向が明らかになった。

その後の議論のなかで、委員国からは NGO の役割について積極的に評価するとともに、様々な意見がだされた。

- ·NGO を通じてコミュニティの声を聞く必要がある。NGO からの報告はその第一歩といえる。
- ・都市の無形文化遺産になど特定の課題に貢献。観光や脱文脈化などの課題について報告できる。
- ·NGO はコミュニティのキャパシティ強化に重要だが、認定 NGO には地域的な偏りがあるのは

認定手順によるものか、あるいは締約国が関与することはあるのか。

NGO の報告については、議決文末尾に新たなパラグラフとして追記され、次回第 15 回委員会にて 試験的に報告を行うこととなった。この点については、ユネスコ事務局より、このために別の議題を たてる場合は議決が必要となり、国が NGO に対して提言を行いその活動に影響を与えることになる ため、議決なしとする必要があること、あるいは別の報告に添付として NGO の報告を含めることも 考えられる、との意見がでた。

この他、事務局はNGOの機能整理をすること、また締約国、関連NGO、カテゴリー2センター、 ユネスコ・チェア等に対し、特にNGOの少ない地域において、新規NGOへの能力開発活動を行う ことなどが、議決文に追記・修正された。

議題 16 特別作業部会からの報告

特別作業部会は第 11 回委員会(2016 年)に初めて組織され、評価機関と提案国との対話、委員会の意思決定プロセス等の課題について検討を進めてきた。第 13 回委員会では対話プロセスの導入が決まったことに加え、NGO の認定・リニューアルプロセスについても検討することとなった。そこで第 14 回委員会開催国であるコロンビアを議長とする特別作業部会が組織され、提言を含む報告が提出された。

議題 17 認定 NGO の新規登録、および認定 NGO 活動報告

事務局より、NGO の新規認定および、81 の認定 NGO 団体の活動の現状について報告された。新規認定については、事務局は35 団体について運用指示書パラグラフ91 に規定される認定基準を満たすと評価。認定 NGO の評価(4年毎)については、62 団体が委員会の活動に貢献しているとして認定更新、19 団体(うち14 は定期報告の提出なし)については更新しないとの提案を行った。

議題 18 2020 年サイクルの評価機関の任命

次期記載サイクルを担当する評価機関について、4年任期のシステムにより、今年はグループ I、II から認定 NGO、グループ V(a) から専門家の選出を行う。NGO 枠については、グループ I で 3 団体、グループ I で 2 団体、専門家枠ではグループ V(a) で 2 名が立候補。

選挙に先立ち、評価機関の構成と任務について記された別添の議決を採択し、その後投票が行われ、 以下が選出された。

NGO (グループ I) Workshop Intangible Heritage Flanders

NGO (グループ II) European Association of Folklore Festivals

専門家(V(a)) Mr Lemeneh GETACHEW SENISHAW, Ethiopia

議題 19 オープンエンド作業部会によるのユネスコ統治機関のガバナンス、作業手順、および作業 方法に関する推奨事項(39C/Resolution 87)の実施状況についてのフォローアップ

2017年のユネスコ総会において談決されたユネスコ機関のガバナンス、手順、および方法の運用に関する勧告に間して、事務局より、無形文化遺産条約の現時点までの対応について報告が行われた。

議題 20 第 15 回政府間委員会の開催地および日程

ジャマイカが招致を表明し、承認された。

《第15回政府間委員会》

開催地 キングストン、ジャマイカ

日 程 2020年11月30日から12月5日

議題 21 第 15 回政府間委員会事務局 (ビューロー) の選出

以下が第15回委員会の事務局(ビューロー)を務めることになった。

議長 ジャマイカ オリビア・グリーン文化大臣

書記 (Rapporteur) カザフスタン アスカル・アドラハマダル氏

副議長 オランダ、アゼルバイジャン、中国、ジブチ、クウェート

議題 22 その他の案件

議長国、次回開催国、ユネスコ事務局等への賛辞。

議題 23 議決一覧の確認

議題 24 閉会

議長によるまとめ。ロンビア文化大臣カルメン・バスケスより閉会の挨拶ののち、パフォーマンス。 その後、議長が閉会を宣言。

2-2 提案書の評価に関連する所見

東北大学東北アジア研究センターでは、本受託事業の一環として、議題 10 のリスト記載案件の審議文書において情報照会または不記載とされた案件 16 件を対象に、提案書および評価機関の勧告についてレビューを行った(下記一覧、個別のファイルについては参考資料 7-1 を参照)。

議題番号	条件名	提出国	評価
10.a.2	Rituals and practices associated with Kit Mikayi shrine	ケニア	情報照会/記載
10.b.7	Nedelino two-part singing, an island with the monophonic sea of Rodope songs	ブルガリア	不記載
10.b.10	Music and dance of Dominican Bachata	ドミニカ共和国	情報照会
10.b.11	Ethiopian epiphany	エチオピア	情報照会
10.b.13	Theatres and orchestras in Germany and their socio-cultural spaces	ドイツ	不記載
10.b.14	Sowa-Rigpa, knowledge of healing or science of healing	インド	情報照会/記載
10.b.21	Fone Lam Vong Lao (lamvonglao) (lamvong)	ラオス	情報照会

10.b.22	Silat	マレーシア	情報照会
10.b.23	Artisanal talavera of Puebla and Tlaxcala (Mexico) and ceramics of Talavera de la Reina and El Puente del Arzobispo (Spain) making process	メキシコ・スペイン	情報照会
10.b.25	Boka Navy, traditional maritime organization	モンテネグロ	情報照会
10.b.27	Kwaqh-Hir theatrical performance	ナイジェリア	情報照会
10.b.31	'Ie Samoa, fine mat and its cultural value	サモア	情報照会/記載
10.b.32	Moutya	セーシェル	情報照会
10.b.36	Falak	タジキスタン	情報照会
10.b.13 37	Nuad Thai, traditional Thai massage	タイ	情報照会/記載
10.c.2	Ecological and cultural programme associated with the Armila Sea Turtle Festival	パナマ	情報照会

第14回政府間委員会の議事のなかでもしばしば言及されていたが、評価基準R2の意図が十分に理解されていない提案書が多く、評価機関が指摘する通り、リストへの記載が提案する無形文化遺産案件そのものの知名度の向上や普及にいかに繋がるかといった観点からの記載に終始しているものが多く見られた。これは、提案案件の記載が無形文化遺産全般にいかに貢献するかという問い自体がわかりにくいことに加え、無形文化遺産保護の歴史や経験が浅く、リスト記載無形文化遺産も少ない国においては、案件自体の認知が向上することで初めて無形文化遺産保護の重要性を訴えることができるという状況があることも、この評価基準を更に困難にしている要因と考えられる。一方で、提案書を見るとR2の記載が不十分であるにも関わらず、その点について評価機関が指摘していない案件も見受けられ(例えばタイの案件)、評価の一貫性を欠いていることはその信頼性に関わる課題と言える。また不適切とされる語彙自体を、文脈を十分考慮せずネガティブに捉えている感があり、それが評価に影響を及ぼしている点は重大で注意すべきである。例えば、エチオピアの案件において"preservation"を強調しており、変化を尊重する2003年条約の"safeguarding"の精神に反すると判断しているが、提案書のなかでは"safeguarding and preservation"、"preservation and re-creation"といった文脈で使用されており、指摘はなからずしも妥当とは言えない。それは委員会の議論のなかでも話題となっていた"authenticity"、"uniqueness" などの語彙についても言えるだろう。

R3 について情報が不十分と評価された案件も多く、保護措置における課題が浮き彫りとなった。 評価機関が留意している点として、保護措置の具体性に加え、コミュニティの参加とボトムアップ・ アプローチ、伝統的な社会文化的文脈での継承などがあげられる。しかし観光や商業的側面に主眼を 置いた提案書が多くみられ、脱文脈化といった懸念が繰り返し指摘されていた。

メキシコ・スペインの共同提案案件において、生産地認定制度が商品を保護するものでありコミュニティの実践を保護するものとは言えず、また真正性やユニークさを認める点において条約の理念とは異なると評価されている。しかしながら、提案国が議論のなかで説明したように、こうした制度によって安価なイミテーションの流通により伝統的な技術が衰退するのを保護することができている点にも目を向ける必要があるだろう。サモアの案件においても商業化の懸念が示されていたが、工芸技術のような生計を担う無形文化遺産要素については、経済的側面を切り離すことは難しく、保護措置において一定のガイドラインが提示されることが望まれる。

3 派遣事業

3-1 無形文化遺產国際調查報告

派遣者・報告:工藤さくら

(1) 調査対象国:ネパール連邦民主共和国ゴルカ州ダルチェ郡、バグマティ州

(2) 調査期間: 2019年11月16日~2019年12月2日

(3) 当該国における無形文化遺産についての人類学・宗教学的調査の実施

報告者は、ネパールにおいて、無形文化遺産に関わる宗教人類学的調査を実施した。本調査では、主に①文化遺産の保護が早急の課題とされる災害被災地における現地調査、そして、②無形文化遺産を担当する行政担当者訪問およびインタビューを行い、コミュニティ等の民間団体と行政とがどのように関わり、文化財行政を進めているのかを調査することを目的とした。①の調査では、ネパール大震災(2015年4月25日)の震源地にあるラプラック村を対象に無形文化遺産の保護に関わる行政及び保護団体の状況について現地調査を行った。具体的には、当該村出身のLaxman Gurung 氏と看護師 Yamkumari Gurung 氏の協力のもと、現地における社会編成、生業、年中行事や人生儀礼、祭礼行事、及び地震後のそれらの変化についてグルン語とネパール語を用いて村内での聞き取り調査を行った。また、11月23日(土)には、ラプラック村の災害復興住宅地として建設事業が行われているグプシ・パカ地区において NRNA(Non-Resident Nepalese Association)主催の住民説明会に参加した。その際、ダルチェ行政区の郡長である Santosh Gurung 氏に対して文化保護に関わる行政活動の状況についてインタビュー調査を行った。一方で、震源地には遠いが大きな被害を受けたカトマンドゥの旧市街地においても、年次の神輿祭りについて調査を行った(11月25日〜26日)。

- ②の調査においては、11月28日に現・ネパール国立博物館館長で過去にネパール政府文化省(正式名称は「文化・観光・航空省(MoCTCA)」)で無形文化遺産を担当した Jaya Ram Shrestha 氏に面会し、現在の担当者の紹介を受け、翌日29日に、文化省を訪問した。訪問では、Jaya Ram 氏の後任である文化省二等官僚 Mangala Pradhan 氏とインベントリーの進行状況や、記載に至るまでの行政プロセスや課題点について対談を行った。
- (4) 当該国における無形文化遺産に関する行政、支援団体、関係者(コミュニティ、個人など) についての情報および彼らの認識する問題関心

ネパールでは、2010年にユネスコの無形文化遺産条約を批准しているが、2019年現在に至るまでインベントリーの作成は完了していない。その理由として、内戦にかかる社会情勢の不安定、さらに2008年にかかる第二次民主化運動で、国内民族集団による権利主張と抗議活動の活発化を受けて、特定の民族集団に利益が偏らないよう配慮する必要性が発生したことによる。そのため、現在は、「危機に瀕している」と考えられる文化事項を優先的にインベントリー上に記載し、民族集団からの批判を回避している。行政としては、各行政自治体やジャナジャーティ組織(民族組織)に情報提供を依頼しているほか、異文化プログラムを定期的に開催している。行政向けのホームステイプログラムでは、現地の食事や祭り等も体感し、参加者のICHへの理解を促しているという。文化省では2017年より『Journal of Intangible Culture』(ネパール語)を年次発行し、この他に、西ネパールタナフン地域のデライの人々の無形文化遺産、およびラプチェの人々の無形文化遺産(共に2019年)を刊行し

ている(民族的偏りについて指摘がありながら、なぜこれらが選ばれたかについては明示していない)。しかしながら、ICH の認知度は非常に低く、行政と地域との連携はほとんどとられていない。また、登録による観光等への期待よりも、各自治体および地域組織による活動の方が直接的な利益として認識されているようだった。ラプラックの場合は、Bhim Lal Shestha 氏によって自費制作された短編ドキュメンタリー映画「Makai Bibah(とうもろこしの結婚儀礼)」が2019年に観光大賞を受賞したことで、Laprak Youth Samūha(ラプラック青年会)が観光化へ向けて動き出している。

3-2 無形文化遺產国際調查報告

派遣者・報告: 寺尾 萌

(1) 調査対象国:モンゴル国

(2) 調査期間: 2020年1月29日~2020年2月7日

(3) 当該国における無形文化遺産についての人類学的調査の実施内容:

本調査では、① NGO「自然・文化遺産保護基金」代表オルトナサン・ノロブ氏へのインタビュー調査、② 国立文化遺産センターでの聞き取り調査、③ NGO「馬乳酒の故郷」研究員タイワンジャルガル・バトドルジ氏へのインタビュー調査を通して、モンゴル国における無形文化遺産をめぐる取り組みの現状を明らかにした。

- ①においてインタビューをしたオルトナサン氏は、モンゴル国で 1990 年代後半から 2000 年代にユネスコ国内委員会の総事務局長等の役職に就き無形文化遺産保護の取り組みを牽引してきた人物である。2010 年からは NGO「自然・文化遺産保護基金」の代表として、今日まで有形・無形文化遺産の保護をめぐる国内の取り組みにおいて中心的役割を果たしてきた。インタビューを通して、無形文化遺産保護の国内の取り組みの経緯と今日の変化が明らかになった。
- ②において聞き取りをおこなった国立文化遺産センターは、「文化遺産保護法」を基盤とする無形文化遺産保護の活動やその振興を担う機関である。聞き取りではとくに、国内の無形文化遺産保護やその振興の具体的な取り組みと、国内の無形文化遺産に係る代表リストと緊急保護リストについての情報を得た。
- ③においてインタビューをしたタイワンジャルガル氏は、モンゴル国立大学内で生物学の研究をおこなう傍ら、出身地であるトゥブ県エルデネサント郡で親族らと協働し設立した NGO「馬乳酒の故郷」のもとで、伝統的な馬乳酒製造技術の振興に取り組んできた人物である。インタビューでは、タイワンジャルガル氏の趣味が高じて始まったローカルな NGO の活動が、ナショナル・レベルでの無形文化遺産保護の活動と連動し、2019 年 12 月にユネスコの無形文化遺産代表リストへの記載が決定するまでの経緯を伺った。
- (4) 当該国における無形文化遺産に関する行政、支援団体、関係者(コミュニティ、個人など) についての情報および彼らの認識する問題関心

モンゴル国では、2003年、2005年に2件の無形文化遺産がユネスコの「傑作宣言」に選ばれて以来、8件が「代表リスト」に、7件が「緊急保護リスト」に記載されるなど、ユネスコの無形文化遺産保護の取り組みにおいて顕著な成果をあげている。これは、無形文化遺産保護に関する国内の取り組みを牽引してきた、オルトナサン・ノロブ氏の尽力によるものであった。ユネスコに提出するほぼすべ

ての推薦書の準備を担っているオルトナサン氏は、15 件という記載件数を、自身の手腕のみならず、アジア諸国との協働の成果であると述べた。1998 年に東京で開催された「1998 アジア太平洋地域文化セミナー:無形文化遺産の保存と振興」(財団法人ユネスコ・アジア文化センター主催)にモンゴル国代表として参加したオルトナサン氏は、セミナーで無形文化遺産の保存と振興に関する諸課題を認識し、そこで築いた人脈は、今日に至るまでユネスコ無形文化遺産へのノミネーションに役立っているという。また、オルトナサン氏は、自身の尽力の一方で、行政側には有形・無形文化遺産保護の取り組みに対する関心が薄く、推薦準備段階での予算がないという問題も指摘した。

行政機関として実際に無形文化遺産の保護活動を振興する役割を担っているのは、現在は教育文化科学スポーツ省の管轄になっている国立文化遺産センターである。法的基盤である「文化遺産保護法」は、国立文化遺産センターを国の有形無形文化遺産保護の担い手として定めている。同センターは、ユネスコ国内委員会や、NGOと連携しながら、地方自治体に働きかけ、さまざまなプロジェクトをおこなっている。

保護活動のなかで主に挙げられるのは、市民参加型の文化祭、調査・記録活動、出版活動である。文化祭では器楽、歌謡、舞踊などの伝統芸能の上演やコンテスト、芸能保持者の表彰に加え、彫刻や刺繍等の伝統的工芸技術の保有者の表彰等もおこなっている。調査・記録、出版活動では、諸地方の文化センターやオルトナサン氏のチームと協働し、調査票を用いた無形文化遺産のドキュメント作成を実施している。これらの無形文化遺産やその保持者は、国内の無形文化遺産代表リストおよび緊急保護リスト、無形文化遺産保持者リストにまとめられている。リストは随時更新されており、2019年11月の時点では、代表リストに280件、緊急保護リストに83件が登録されている。2003年にリストアップが開始された当初、代表リストに80件、緊急保護リストに16件が登録されていたことと比べて、登録件数は大幅に増加していた。これは近代の国家的伝統のみならず、国内諸地域の文化の多様性に目が向けられるようになった結果である。

ユネスコ無形文化遺産にノミネートする要素は国内の無形文化遺産リストの中から緊急度の高い順に選ばれている。2000年代には、器楽、歌謡、舞踊などの伝統芸能が、推薦、採択されていたが、近年では、移動牧畜というモンゴルの伝統的な生業にも注目が集まるようになり、牧畜技術をめぐる複数の無形文化遺産がリストに記載された。伝統的な牧畜技術の継承をめぐる牧畜民たちの関心は高く、地元住民の積極的な参加によって無形文化遺産としての牧畜技術の保護、振興が図られているようである。本調査は、その一例として馬乳酒の醸造技術の調査、振興をおこなうNGOの活動とユネスコ無形文化遺産の代表リストへの推薦活動の連関についての調査をおこなった。

NGO「馬乳酒の故郷」を設立したタイワンジャルガル氏は、生物学博士としてモンゴル国立大学で研究に従事する傍ら、親族らと共同で地元の馬乳酒製造を振興する活動を行っている。タイワンジャルガル氏は、活動を始めた動機として、2000年代後半から近年馬乳酒の伝統的製造技術である牛皮革製の醸造容器「フフール」が用いられなくなり、プラスティック製の醸造容器が増加していたことを挙げた。伝統的製造技術が継承されなくなっていることに加えて、プラスティック製の容器では馬乳酒の醸造も十分に行なえないと考えたため、フフールを用いた馬乳酒製造を振興してきたのだという。馬乳酒やフフールの品評会を通じたNGOの振興活動の成果として、フフールの利用は増加しているという。

NGO「馬乳酒の故郷」の活動は、その後馬乳酒の製造技術をユネスコ無形文化遺産の代表リストに記載するための取り組みを始めた国立文化遺産センターおよびオルトナサン氏の目に留まり、2015

年から三機関が共同で調査、振興活動を行なってきた。その結果、2019 年 12 月の第 14 回無形文化 遺産委員会において「フフールでアイラグを醸造する伝統技術とそれに関連する慣習」がユネスコ無 形文化遺産の代表リストに記載されることが決定した。

以上の調査から明らかになった、さまざまな牧畜技術を無形文化遺産として認め、振興している近年のモンゴル国での取り組みは、モンゴル国内での無形文化遺産保護をめぐる住民たちの意識向上に寄与するのみならず、生活に根ざした技術の保護・振興を称揚するユネスコの理念の実現の一助にもなるだろう。

(5) その他

有形・無形文化遺産をめぐるモンゴル国内の近年の取り組み、法制、関連書籍等は、文化遺産国際協力コンソーシアム(編)『平成30年度協力相手国調査 モンゴル国調査報告書』(2018年)に簡潔にまとめられている。馬乳酒の伝統的製造技術の振興や品評会をめぐっては、明治大学馬乳酒研究所(代表・森永由紀氏)を中心とした活動や研究の蓄積がある。

また、2000年代からモンゴル国内の無形文化遺産保護活動に携わってきた文化人類学者の上村明氏は、当時の問題として、行政側からのトップダウン的取り組みがみられる点や、近代化されたナショナルな伝統に焦点が当てられ、国内の文化的多様性が等閑視されている点を挙げている(上村明 「モンゴル無形文化財ユネスコ・プロジェクトにおける問題点と展望―「文化多様性」と「コミュニティを基盤にした」アプローチー」『第3回 モンゴル・日本文化フォーラム:有形及び無形文化遺産の保存・保護』教育文化科学省主催、2007年9月27~30日、ウランバートル)。しかし、今回の調査の結果、今日ではある程度国内の文化的多様性に目が向けられ、ローカルな諸機関やNGOとの連関も進められていることが分かった。

4 招聘事業

招聘事業として、フランス、ネパール、インドネシアおよび国内の研究者、無形文化財行政関係者の出席を仰ぎ、2020 年 2 月 19 日から 22 日にかけて国際ワークショップ "The Practicalities and Ethics of Dealing with Disaster Remains and Cultural Heritages" を開催した。

(1) スケジュール (詳細は参考資料 7-3 を参照)

2020年2月19日(午後)、映像セッション、仙台メディアテーク

2020年2月20日(9:00-17:00)、ワークショップ、東北大学災害科学国際研究所

2020年2月21日(9:30-12:00)、無形文化遺産セッション、同上

2020年2月21日(13:00)~2020年2月22日、巡検、石巻・気仙沼

(2) 招聘者

石川梵(映画監督)、Elisabeth Anstett(フランス; CNRS)、Suhadi(インドネシア; 国立イスラム大学ジョグジャカルタ校)、Jayaram Shrestha(ネパール; 国立博物館館長)、俵木悟(成城大学)、石垣悟(東京家政学院大学)、問芝志保(筑波大学)

(3) 概要

2月19日の映像セッションにおいては2015年のゴルカ地震で大きな被害を受けたネパールのラプラック村を扱った映画「世界で美しい村」の上映及び同作品を手掛けた石川梵監督との討論を行った。討論では映像記録、記憶、芸能、教育、脆弱性、レジリアンス、居住地移転などのトピックがとり上げられ、翌日からの議論のための共通理解を作り上げるうえで極めて有効であった。

2月20日のワークショップは3つのセッションから構成された。「遺体」をテーマとした最初のセッションでは、まず Elizabeth Anstett によって、災害時の遺体をめぐる困難についてその不在、身元不明、断片化という視点から課題を整理する発表がなされた。続いて問芝志保は、関東大震災後の都市復興の中で現代的な墓地が初めて形成されていった様子を論じた。Sébastien P. Boret は東日本大震災後における遺体の仮置き場や仮埋葬の事例を精査し、その社会的文化的背景と課題について議論を行った。

第二セッションでは「慰霊」がテーマとされた。大村哲夫は東日本大震災で犠牲となった児童・生徒に卒業証書が発行された事例をとりあげ、背後にある死者が生者と共に成長するという死生観を指摘した。次に福田雄から、インドネシア、アチェの事例をもとに慰霊・追悼行事におけるマイノリティ集団の問題について報告があった。Suhadi はジョグジャカルタの火山災害で死亡した地元の霊的指導者の事例をとりあげ、慰霊施設と災害ツーリズムの関係について論じた。

第三セッションでは「遺物」をとりあげた。最初の発表者小谷竜介は東日本大震災後の東北地方における民俗芸能の面の事例を取り上げ、その保存、修復や複製、そして芸能の復活のための活用などの諸局面とそこにおける課題について報告をおこなった。工藤さくらは、初日の映画でも取り上げられたネパールのラブラック村における集団移転の事例について、政府によって建てられた移転先住居が活用されずに震災後の新たな「遺物」となりかねない点を指摘した。木村敏明は東日本大震災で中止された祭礼が二年後に復活するプロセスの中で聖なる臼などの発見が果たした役割について論じ

た。

2月21日の第四セッションでは、災害という文脈における無形文化遺産の保護について、アジア諸国の事例報告と意見交換を行った。俵木悟は民俗学研究者の立場から日本の無形文化遺産の保護における諸課題について、それらを保持するコミュニティに着目しながら論じた。続けて石垣悟は文化財調査官などとして文化財保護行政に関わってきた経験に基づき、日本の無形の文化遺産保護が抱える課題について議論をおこなった。以上の日本の事例報告に続いて長年ネパールの無形文化遺産保護行政に携わってきた国立博物館館長のJayaram Shrestha から、コミュニティを重視した保護のあり方について報告がなされた。以上の3の専門家の発表に続いて工藤さくらと寺尾萌がそれぞれの現地調査に基づきネパールとモンゴルの無形文化財保護の現状レポートを行った。

2月21日午後から22日にかけては、小谷竜介のコーディネートにより、ネパール、フランス、インドネシアからの招聘者とともに東日本大震災の被災地を訪問し、被災の実態と復興過程における無形文化遺産の意義について理解を深めた。21日には石巻の大川小学校および気仙沼のリアス・アーク美術館を訪れ、震災の記憶のもつ課題や可能性について考えた。22日には気仙沼浪板地区を訪問し、地区で伝承されている虎舞の実演見学および保存会との交流会を実施した。海外からの招聘者は特に東日本大震災から復活までの様子や、小学生、中学生から年長者まで幅広い世代が関与した保存会のあり方に大きな関心を示した。これにより震災後のコミュニティ復興における無形文化遺産の重要性について一つの事例を海外招聘者たちに示すことができた。最後に気仙沼東日本大震災遺構・伝承館を訪問し、巡検は終了した。

(4) 成果

以上の事業を通し、ネパール、フランス、インドネシア、モンゴルなどの海外および国内の無形文 化遺産に関わる研究者や実務家を招聘し、若手研究者や大学院生をも交え報告や意見交換を行うこと で、東北大学を拠点とした国内・国際的ネットワークを形成することができた。今後このネットワー クを活用して、研究や教育活動、無形文化遺産に関わる情報の発信などをすることが期待できる。

5 国内調査

調査の目的

防災・減災および被災後の地域社会について考察する際、地域社会における社会的結束や集まり具合、関係性の程度(これらを「社会関係資本」と総称することもある)などが防災や現在、復興において重要な役割を果たすということが、これまで多くの研究によって明らかにされてきた。このような観点から見ると、地域における祭・行事・芸能はその地域の結束性を高めたり、連帯意識を醸成するなどの点で社会関係資本の育成・維持に貢献しているだろうことは想像に難くない。本調査では、とりわけ、地域の復興に一定の役割を果たす指定無形民俗文化財の再開に焦点をあてる。

文化財保護法で規定する無形民俗文化財は法第二条に「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術」と規定されており、未指定までを対象とすると厖大な数の無形民俗 文化財が域内に存在することとなる。そこで、本調査では、国および地方公共団体によって指定され ている無形民俗文化財を対象に調査を実施することにした。

無形民俗文化財に関わる行事や芸能は東日本大震災でどの程度の影響を受けたのか、また被災後にどれだけの地域がいつ、どのようにして再開できたのか、再開後の課題はどのようなものであるのか。これらに関する知見は、災害後における無形民俗文化財の機能と役割を考察するための基礎的資料となるはずである。にもかかわらず、2011 年から 2012 年にかけて東京文化財研究所が実施した状況集約をのぞき量的な面に関してはほとんど調査されてこなかった。そうした中で 2019 年に共同通信社が岩手県、宮城県、福島県の 3 県を対象に、指定無形民俗文化財の再開状況に関するアンケート調査を実施しており、東日本大震災に伴う復興事業が一定程度進んだ中で唯一の成果となっている。しかしながら、その公開されたデータをみると実態とは離れたデータが散見され、専門的な知見に基づく調査が必要であることが読み取れた。このような状況を鑑みて、無形民俗文化財の再開を巡る現状を俯瞰的に把握するために量的調査を行った。

質問紙調査の設計

本調査では、指定無形民俗文化財を巡る状況を、時間軸に沿って整理し直すことを試みる。そのため、質問紙の一部において、「震災以前」、「震災直後」、「現在」という時間フェーズを用意し、時間的変化を析出できるよう設計した。

主な調査項目は以下の通りである。

- ・指定無形民俗文化財の実施場所、実施時期、実施頻度
- ・指定無形民俗文化財の中断の有無。再開時の被支援状況
- ・指定無形民俗文化財の東日本大震災による影響
- ・指定無形民俗文化財の実施頻度の変化。「震災以前」、「震災直後」、「現在」
- ・指定無形民俗文化財の担い手の変化。「震災以前」、「震災直後」、「現在」
- ・指定無形民俗文化財の実施場所の変化。「震災以前」、「震災直後」、「現在」
- ・指定無形民俗文化財の活動資金の変化。「震災以前」、「震災直後」、「現在」

調査の概要

調査対象は宮城県における、気仙沼、南三陸、石巻、女川、東松島、塩釜、七ヶ浜、仙台、名取、

岩沼、亘理の11 自治体の保護団体、約90である。自治体を通じて調査依頼を行い、実際の回答は保護団体に行ってもらう。調査は基本的にWebアンケートの形式で行われる。すなわち、保護団体の担当者に指定したurlにアクセスしてもらい、Web上で回答を入力してもらうという形である。なお、調査の設計、自治体担当者への事前聞き取り調査、質問紙の作成などは、瀧川裕貴、小谷竜介、福田雄が行った。

以上の調査を通して、東日本大震災は一つの契機となっていることは確かであるが、そもそも震災前から地域社会が抱えていた問題の発露の契機でしかなかったのか、震災により新たに発生した課題があるのか、という点について明らかにすることを試みた。

(瀧川 裕貴・小谷 竜介)

6 おわりに

国内の無形民俗文化財における祭具等の三次元計測に近年取り組んできた。設計図や寸法記録が残されていない獅子頭や祭礼船、芸能面などの三次元データを蓄積し、活用可能な形で保存・整備することで、それらが災害等によって毀損したとしても、迅速な復元を可能とさせることができる。被災した祭礼や民俗芸能の早期再開を後押しすることで、無形民俗文化財ひいては地域社会それ自体の復興に資するものとなりうるのではないか。そのような見通しを立てつつ調査事業を進めてきた。

三次元データをもとに復元されるところの祭具が、地域の祭礼や民俗芸能を構成するほんの一要素に過ぎないと理解し始めたのも近年のことである。単にデータから復元された真新しい道具があれば事足りるわけではない。そうした道具がどのように継承され、また地域の歴史のなかでどのような役割を担ってきたのかといった文脈を共有し、(道具に刻まれた傷跡など)被災した記憶も含めて残す工夫が求められる。三次元データに還元することのできない、そうした文脈を確認し、残し、紡いでいくことの重要性を痛感する機会が多かった。

我が国の無形民俗文化財や無形文化財行政に携わってきた行政担当者や保護団体、実践者や研究者は、こうした諸々の文脈の重要性を十分に認識したうえで活動を展開してきたのだと思う。またユネスコ無形文化遺産の保護活動の根幹にも、コミュニティの自己理解や文脈の継承、そして文化間の相互尊重が含まれている。本事業にかかわるなかで目の当たりにしたことの一つは、地域社会、国家、そして政府間委員会で共有されている文脈の重なり合いとズレであった。締約国間で共有され明文化された認識にもとづき、各地域の多様な文化を承認・保護することは、よりメタな文脈から各地域に特徴的な実践を位置づけ直すことを伴う。国内の検討と合意形成をふまえ、政府間委員会で議論していく過程でときに多様な文脈や個別性が捨象されたり、逆に強調されたりすることは当然起こりうることであろう。

今後研究者として取り組むべきことの一つは、地域社会の文脈と、よりメタな文脈とのズレや折衝、 妥協などの過程を仔細に描き出し、記述することにある。しかしながらそれは狭い意味での学問的な 領域にとどまってはおそらく十分に行うことはできない。これらの示唆をアカデミックな領域を越え て様々な場で共有していくことも本事業を通じて導かれた今後の課題である。

(福田 雄)

参考資料 7-1 無形文化遺産保護条約に係る政府間委員会(2019年12月9日から14

日) の事前資料作成

(別添) 議題 10 審議案件の提案書・議決案まとめ

-30 -

【議題10.a.緊急保護一覧表】

10. a. 2 Rituals and practices associated with Kit Mikayi shrine (ケニア) (情報照会)

<内容>

ケニア西部、ルオ族の聖地 Kit Mikayi に関連する儀式と慣行。Kit Mikayi とは、ルオの言葉で「最初の妻の石」を意味し、その歴史はセメ地域への人類居住開始に遡り、セメ及び周辺地域に影響力を持つ。あらゆる階層の人々が、雨乞いや祈り、富の蓄積、誓い、政治的成功、癒しや自然の美しさを求めるなど様々な目的でそこを訪れ、儀礼や関連する慣行を行う。儀式は社会的地位のある年長者によって率いられ、鶏や牛の屠殺を伴う(牛の屠殺は儀礼の成功を判断する重要なプロセス)。男性は屠殺を、女性は儀礼に伴う歌やダンス、料理を担う。子供達はそれを見て学ぶことで次世代へと継承される。さらに、その奇跡的力に惹かれ、周辺コミュニティやウガンダからも人が訪れるほか、様々な教会の宗派にとっても魂の探求と瞑想の中心地として、礼拝や儀礼の実践が行われてきた。アフリカ系キリスト教セクト、レジオ・マリアはこの地を創始者オンデットの聖地ともしている。

<緊急の保護が必要となっている要因>

Kit Mikayi はセメおよび周辺コミュニティの神聖な空間として認識されており、コミュニティの愛着が保護への動機付けとなっているが、その一方で、現代化及びアフリカ文化との結び付きを否定するキリスト教宗派により危機に瀕しており、緊急の保護が求められる。主要な危機の要因は以下のとおり。

- a. 実施回数の減少:長期的干魃が起こった 1987 年を最後に儀礼は行われていない。
- b. 担い手の高齢化と減少
- c. 周辺の文化的空間の侵害と伝統的な治癒に関する知識の喪失
 - 90 年代以降、薪材の需要により伐採が進み、薬用植物相が衰退。
 - 草食動物の侵入による森林荒廃
 - → セメ・コミュニティと自然との共生関係の崩壊、生物多様性の喪失。
- d. ライフスタイルの変化と若者の関心の欠如:継承を阻害
- e. 口頭による継承とコミュニティ結束の弱体化:要因としての学校教育(進学で土地を離れ、その知識を学ぶ機会がない)

<評価機関の指摘事項>

- U3:提案書の保護計画には、活動への地方自治体による支援や地域社会の参加を含む活動(4項目の目的に対応する9項目の活動)が記載されているが、スケジュールが示されてないため、保護計画を十分に評価できない。
 - → 評価機関-提出国間の対話プロセスの実施を決定し、活動スケジュールの提出を要望。

<評価機関-提出国間の対話プロセス>

評価機関は、提案書 3b に記載された保護活動の予定表の提出を要請。ケニア政府は以下のスケジュールを提示。

- I.2019-2021:ケニア政府の支援によるセメ文化フェスティバルの開催
- Ⅱ.2020-2023: 学校休暇を利用して若者への指導・継承
- Ⅲ. 2020-: キスム群政府の支援により調査及び文記録作成
- Ⅳ.-2020:実習活動への若者の参加、知識習得を奨励
- V.-2018: キスム郡政府の支援で聖地範囲を調査、境界をフェンスで囲む。
- Ⅵ. 2019-: キスム郡政府の支援でセメ・コミュニティ文化センターの建設
- Ⅷ.-2018:キスム郡政府の支援で自生樹種および薬用植物の種子を購入し、苗床を育成

▶ 評価機関はこの回答を得て、評価基準を満たしたと判断。

【議題10.b.代表一覧表】

10.b.7 Nedelino two-part singing, an island with the monophonic sea of Rodope songs (ブルガリア) (不記載)

<内容>

二声歌唱はドローン(持続低音)を伴う多声歌唱に属し、二声が対になって歌われるもので、今日ではネデリノでのみ継承されている。古来の二声歌唱に加えて、ロドピ地域の単声歌やブルガリア南西部の二声歌も村で好まれており、外来のレパートリをネデリノの音楽に適合させ、二声にして歌われている。伝統的には儀礼的集まりの場で未婚の少女達からなる歌唱集団が歌う通過儀礼的社会実践であったが、今日ではコミュニティセンター(スヴェトリーナ 1938)に集う女性、男性、子供達からなるアマチュアが担い手となり、個人的表現として祭りやコンサート、演奏旅行やテレビ番組などに出演している。伝統的には家族の女性間で技術が継承されていたが、今日ではコミュニティセンターや学校での活動を通した技術の制度的維持や普及が進んだ。2000 年から全国および近隣諸国から二声歌唱グループを招いたフェスティバルを開催したり、既婚女性もステージに立ち技術を披露するなど現代的展開もみられる。2008 年に国の重要無形文化財に登録。

<評価機関の指摘事項>

- R2:提案書は、本件の記載が無形文化遺産全般の認知や地域、国、国際レベルでの重要性の認識向上にどう貢献するか明確に示していない。二声歌唱そのものの普及による利益にのみ焦点があてられている。
- R3:国が提案した本要素の保護措置は非常に一般的なものであり、本要素の社会的機能 や文化的意味の強化を目指していない。反対に、文化産業としての音楽に焦点を当て楽 曲収集を企図していることは、本要素の脱文脈化と民俗化(folklorization)に繋がる重 大な懸念となり得る。
- R1:提案書の記述から、本要素が既に社会的役割や文化的意味を失い、脱文脈化しているとみなすことができ、条約に規定する無形文化遺産には当てはまらないと判断。
- 「ユニークな」「ユニークさ」といった表現を避け、条約の精神にふさわしい語彙を使用 することが重要。

【議題 1 O.b. 代表一覧表】

10.b.10 Music and dance of Dominican Bachata (ドミニカ共和国) (情報照会)

<内容>

バチャータは、ボレロにソン、チャチャチャ、メレンゲなど他のアフロ・カリブ海諸島系のジャンルが融合したダンス音楽である。ドミニカの人々は、バチャータの音楽とダンスを、地域の祝典、社会的集会といったあらゆる活動に遍在する地域特有の文化的表現と考えている。愛、情熱、ノスタルジアといった本能的で情熱的な感情が歌で表現され、バンドと歌手による伴奏を伴い、官能的な腰の動きを伴うステップが特徴である。担い手はドミニカ社会のあらゆる分野の出身者で、年齢や性別の区別はない。その技術は、家族内、共同体内における日常的な相互行為や祝祭、社会的な集いのなかで幼い頃から経験的に学ばれ、国内のスタジオや学校等では体系的な指導が行われている。ホテルやリゾートでは観光客向けのレッスンが行われ、国境を越え世界中でも親しまれている。2015年、ドミニカ共和国

議会がバチャータ音楽文化遺産を宣言。

<評価機関の指摘事項>

- R3:提案書が示す保護措置は商業的で壮観な側面に焦点を当てており、危機的状況や脱文脈化のリスクが高い。コミュニティ参加の欠如、要素の統合性と真正性を維持することを目的とした委員会の設置、ノンフォーマルからフォーマルな継承への移行は、要素の存続可能性に悪影響を及ぼす可能性がある。
- R4:提案書は、全国民がそのアイデンティティの重要な構成要素として認識していることを示唆しているが、推薦過程においてコミュニティが参加したという十分な証拠がなく政府主導のトップダウンによるプロセスが露呈している。本件推薦のプロセスとして記されている一連の会合には、実際の提案書作成との関連性がない。
- コミュニティや集団を中心据えた推薦プロセスを踏むことを推奨。政府は、実践者やコミュニティにとっての本要素の社会的役割や文過程意味の存続を保証し、過度の商業化による民俗化(folklorization)・脱文脈化のリスクに注意を払い、コミュニティに密着した無形文化遺産の側面とその継承を考慮すること。
- 「真正性(authenticity)」「統合性(integrity)」といった表現を避け、条約の精神に沿った語彙を用いること。

【議題10.b.代表一覧表】

10.b.11 Ethiopian epiphany (エチオピア) (情報照会)

<内容>

イエス・キリストの顕現を記念する公現祭(Epiphany、Timket)として、宗教的伝統に則ってエチオピア全域で祝われる、宗教的・文化的な祭礼行事。1月18日(イブ、Ketera)には、各教会に祀られている tabot(契約の箱のレプリカ)が Timkete-Bahir と呼ばれる水場に移され、礼拝や讃美歌の歌唱が夜通し行われる。翌日19日には何十万もの人々が集い、祭が行われる。夜明け前の儀礼に始まり、様々な伝統的・宗教的歌唱を伴う華やかな儀式を経てtabot が各教会に戻される。ここでは、老若男女、多様な地域・言語・出自の人々が、各々に役割を担っており、そうした人々の実践が、本件の存続可能性を確かなものにしている。

<評価機関の指摘事項>

- R2:本件記載がどのように本件自体の認知向上に貢献するかという点に情報が集中する 一方で、どのように無形文化遺産全般を可視化するかという点では、宗教的多様性と寛 容さを受け入れるといった限定的な記載のほかは、その根拠が示されていない。
- R3:本件の保護措置よりも、無形文化遺産全般の保護措置に照準を合わせている。また、 観光増加や商業化に常に言及する一方で、そのネガティブな影響への対策を十分に示し ていない(「利害関係者はこうした潜在的リスクを軽減するよう努める」とするのみ)。 また提案書を通じて「Preservation」を強調し、「何ら変化することなく祭礼を開催することを政府が保証する」とするのは、条約の精神に反する。
- 提出国に対し、本件の保護においては観光の影響や過度の商業化に特に注意して脱文脈 化を防ぎ、また観光と観光客増加によるリスクについても十分に考慮するよう推奨。
- 伝統的および自発的な無形文化遺産の組織に過度の影響を与えかねないトップダウンの取り組みは条約の精神に沿わない。

【議題10.b.代表一覧表】

10. b. 13 Theatres and orchestras in Germany and their socio-cultural spaces (ドイツ) (不記載)

<内容>

ドイツの劇場とオーケストラおよび社会文化的空間は、濃密で多様なレパートリー、ジャンル、芸術性、表現方法に特徴がある。その濃密さと多様さは、歴史的には 18-19 世紀頃、ドイツの多数の小国家や公領が芸術文化擁護のため劇場やオーケストラを創立したことに起因する。アマチュア、プロフェッショナル、そして多様な観客の協働により維持・発展しており、舞台作品やコンサートからアマチュアイベントまで、国中で日々多くの公演が催されており、社会文化的課題を考える開かれた場として、実践者と地域住民の間で様々な交流や意見交換が行われる。知識や技能の継承には演劇や音楽教師が重要な役割を果たす。2014 年に国の無形文化遺産目録に登録。

<評価機関の指摘事項>

- R1:多種多様な文化的表現を含んでおり、明確に定義し得る内容や実践者コミュニティを伴うまとまった無形文化遺産要素を構成しない。中核にあるのは高度に専門化したプロ芸術であり、アマチュア層を含め、国立を中心とする制度化された教育システムが主要な継承手段である。
- R2:劇場やオーケストラなど、世界各地の様々な舞台芸術を含むものとみなされ、無形文化遺産の本質とは相容れないメッセージを発信する危険性がある。さらに、2005 年条約の「文化的表現」と 2003 年条約の「無形文化遺産要素」を混同し、代表リストに文化産業を推薦する先例ともなりかねない。
- R3:提案された要素の多くは、条約が規定する無形文化遺産領域に対応せず、国や企業 資金を得たプロフェッショナル芸術と深く結びついている。実践者は高度な国立中心の 教育ネットワークに属している。プロ領域の支援や教育支援など、提案された保護措置 にもこうした性格が現れている。

【議題10.b.代表一覧表】

10.b.14 Sowa-Rigpa, knowledge of healing or science of healing(インド)(情報照会)

<内容>

ソーワー・リグパーは、インドを中心としたヒマラヤ各地のコミュニティの間で、父親から息子へ、あるいは師から弟子へと世代を超えて受け継がれてきた伝統的な医療体系である。2500年前のインドに起源をもち、ヒマラヤ地域には8世紀頃に伝えられた。地域には世襲的なソーワー・リグパー伝統医(Amchi)の家系が存在し、現在もソーワー・リグパーの治療実践に従事している。チベット仏教の修道院には、一般向けあるいは僧侶向けのソーワー・リグパーセンターを併置しているところもある。インド政府公認の伝統医療体系であり、アーユルヴェーダとの共通性も見られる。伝統的な継承に加え、教育機関を通じた人材育成も行われている。

<評価機関の指摘事項>

• R3:提案書では、ソーワー・リグパーをヒマラヤ地域の環境と密接に結びついたコミュニティの実践としているにもかかわらず、保護措置はソーワー・リグパーの制度化のみに向けられており、その文化的価値やコミュニティの実践が考慮されていない。

<評価機関-提出国間の対話プロセス>

提出機関からの質問:提案された保護措置のなかで、どのようにしてコミュニティレベルの実践に対処するのか。

提出国からの回答:

- インドでは 2014 年に伝統的なインドの治療体系に関する AYUSH 省を設立。ソーワー・ リグパーもそこに加えられ、その維持と推進のために重点的な予算配分がなされてい る。
- 国立ソーワー・リグパー研究所、ソーワー・リグパー研究中央委員会は、高質な教育研究を進めている。
- 政府はいくつかのコミュニティのアウトリーチプログラムを作成し、ソーワー・リグパーを含む AYUSH 体系の促進と普及のための諸事業を開始している。
- AYUSH 省が管轄する国立ソーワー・リグパー研究所は、コミュニティレベルで多くの活動を行っている。
- さらに数百人ものソーワー・リグパー実践者は、コミュニティでのワークショップ、研修、セミナー、医薬品の無料配布などの支援を受けている。
- ▶ 対話プロセスを通じて、コミュニティがいかに受益するのか明らかにされ、評価基準 R3 を満たしたと見なし得るとの意見。(LHE/19/14. COM/INF. 10 参照)

【議題 1 O.b. 21 代表一覧表】

10. b. 21 Fone Lam Vong Lao (lamvonglao) (lamvong) (ラオス人民民主共和国) (情報照会)

<内容>

元々は米の収穫を祝って行われた踊り。現在では様式化し、ラオスの国民的踊りとして、結婚式やあらゆる国家行事まで、さまざまな社交行事で踊られ、ラオの伝統とアイデンティティの象徴となっている。男性たちが円を作り、その周りを女性たちが取り囲むようなかたちでペアになって舞う。村落部では年長者から踊り方を習うほか、近年では各地の文化協会や学校を通しても継承がなされている。政府による支援を受けたプロの踊り手もいる。

<評価機関の指摘事項>

- R2:提案書において焦点が置かれているのは、記載によって提案候補自体の認知がどのように向上するのかという点で、本件記載が無形文化遺産全体の認知向上に貢献するのか、またどのように社会、集団、個人間の対話を促すのかについても説明が不十分。
- R4:提案過程におけるコミュニティの参与に関する記述が曖昧で、採用した方法論、関係した当事者、実際に行われた活動についての情報がなく、コミュニティの参加を示す証拠も不十分である。提案要素は国民全体を範囲としているにも関わらず、同意書は関連協会2通、政府機関2通の計4通しか添付されていない。
- R5: ラオス人民民主共和国の無形文化遺産目録との関連が不明瞭である。提案書では国家の無形文化遺産と公式に認定していることに言及しているが、目録の名称、更新のメカニズム、管轄機関の名称について明確な情報を示していない。目録作成がトップダウン式に行われているとの記載もある。

【議題 1 O.b. 22 代表一覧表】

10.b. 22 Silat (マレーシア) (情報照会)

<内容>

シラット(Silat)はマレー諸島発祥の護身術。ランカスカ王国(2 世紀)にまで遡り、伝統的マレー装束、楽器、慣習にまで及ぶ身体的および精神的鍛錬で、身体の解剖学的知見や動物の動きを取り入れている。マレーシアの全州にシラット実践者がおり、国全体で 548 のコミュニティ(実践者団体)がある。シラットの知識は各コミュニティの師もしくは兄弟子(Jurukaka) から伝授される。シラットはマレー人のアイデンティティを示すものであり、結婚式や宮廷行事で演じられることもある。現在ではジェンダーや民族を問わず実践されており、武術の枠を超えた芸能として、また健康や娯楽のためのスポーツとして広く受容されている。

<評価機関の指摘事項>

- R2:本件記載が無形文化遺産全体の認知向上に貢献するのか、また本件記載によってどのように社会、集団、個人間の対話を促すのかについて説明されていない。提案書において焦点が置かれているのは、記載によって提案候補の認知がどのように向上するのかという点である。
- R3:提案された保護措置において、計画段階および実施段階ともに、コミュニティの参加が含まれていない。提案書にはこの過程で意見を聞くと書かれているが、積極的な参加はない。さらに、これらの措置への政府からの支援や、記載によるネガティブな影響への対応策について明確な記述がない。

【議題10.b.代表一覧表】

10.b.23 Artisanal talavera of Puebla and Tlaxcala (Mexico) and ceramics of Talavera de la Reina and El Puente del Arzobispo (Spain) making process (メキシコースペイン) (情報照会)

<内容>

プエブラとトラスカラ(メキシコ)の職人技によるタラベラ焼、およびタラベラ・デ・ラ・レイナとエル・プエンテ・デル・アルゾビスポ(スペイン)の陶器製作。君主の支持を得てイベリア半島に広まり、16世紀、陶芸家とともにメキシコに至った。メキシコとスペインの両国に浸透した陶器(タラベラ焼)の製作は、粘土の準備、轆轤成形、装飾、エナメルと顔料の準備、窯の管理などが関連する知識と技能が含まれ、電動轆轤(ろくろ)を使用するなど変化しているものの、職人技による製作過程は16世紀から変わらない。担い手は職人や陶芸家であり、製作過程全体を実践する者もいれば、特定の作業に特化した者もいる。専門的技術は製作工房で、あるいは親から子へと家族を通じて口頭で技術が受け継がれてきた。形態、装飾、色彩、エナメルなどの細部に工房独自の特徴が表われており、タラベラ焼は、両国にとってアイデンティティの象徴となっている。

<評価機関の指摘事項>

- R3:メキシコ、スペインの両国とも包括的な保護措置を提示しているが、これらの対策には以下のような問題が見られる。
 - 生産地の認定とそのメカニズムは、ユニークさと真正性の概念を促進させるものであり、条約の原則に反している。
 - 実践の保護過程そのものよりも経済的側面に過度に焦点が当てられている。
 - 保護措置の実施にコミュニティの参加が欠如しているように思われる。同様に、提案書の多国籍性を支持するための共通の保護措置が欠如している。
- 無形文化遺産を保護することが条約の主たる目的であることを締約国に再確認するとともに、商業化を適切に管理し、潜在的な悪影響を軽減するような措置をとること、その一方で、真正性とユニークさを暗黙裡に保護するような措置は回避するよう要請。
- さらに、保護措置のあらゆる側面において、関連するコミュニティが可能な限り積極的に参加することの重要性を提出国に喚起する。

【議題10.b.代表一覧表】

10.b.25 Boka Navy, traditional maritime organization (モンテネグロ)(情報照会)

<内容>

聖トリプンの遺物が 809 年にコトルへ運び込まれたことに関連する一連の活動、慣習、儀式を代表するもの。ボカ海軍は毎年恒例の聖トリプンの祝日の根幹にあり、コトル、ティヴァト、ヘルツェグ・ノヴィの祝日に参加し、市民とともに通りや街角で伝統的な祭事を行う。

<評価機関の指摘事項>

- R1:数多くの活動、慣習、儀式への言及があるが、それらの特徴、社会的機能、文化的意味についての情報がない。本件は組織とされるが、組織がどのようにして無形文化遺産となり得るかが明確でないため、本件自体の特徴についての混乱を生む。本件とコミュニティとの関連も示されていない。
- R2:本件記載が無形文化遺産の認知向上にどう貢献するかが示されていない。本件が異なる宗教、民族、文化が一体となったものの好例であることを示すとする根拠も明示されていない。
- R3:提案された保護措置は、過去及び現在の活動と関連しているが、区別が明確でないため、将来的は保護をどの活動が担うのか確認できない。本無形文化遺産の性格に混乱があるため、誰が保護措置における利害関係者であり、コミュニティがどのように保護に参加するか確認できない。加えて、以下のような問題がある。
 - 観光に起因する潜在的リスクへの対応策の欠如
 - 保護のメカニズムとしてのパフォーマンス・儀式についての説明がない
 - 伝統と伝統的価値の保存(Preservation)を強調
- R4: 関連コミュニティとの作業の仕組と方法に関する情報がなく、彼等が積極的に作業に参加したとは言えない。さらに本件の記述が不明瞭であるため、担い手を特定できず、コミュニティ構成員と組織構成員の間で混乱が生じている。
- 事務局が提供する能力開発ツールを活用し、条約の様々な仕組の利用を改善することを 推奨。

【議題10.b.27 代表一覧表】

10. b. 27 Kwagh-Hir theatrical performance (ナイジェリア) (情報照会もしくは記載)

<内容>

ベヌエ州に住むティヴ族によって行われる演劇。もともとはティヴ族の語り部伝統であったが、次第に創造的な語り部達により物語が脚色され、現在のようなかたちになった。人形、詩、音楽、踊り、仮装、生き生きとした語りなどを用い、ティヴの人々の現実を表現する。演劇の内容は彼らの世界観や信仰に関するものから、日々の現実に関するものまで含まれる。居住地や市場の広場などでコミュニティに属する劇団により演じられ、徒弟制度によって継承される。

<評価機関の指摘事項>

- R3:締約国と関連コミュニティは 1980 年代から保護に取り組んできた。提案された保護措置はその延長線上にあるが、記載に伴って生じ得るネガティブな影響への対応策が提示されていない。特に懸念されるのは観光の活性化に伴う脱文脈化で、具体的な措置は提案されていない。
- R.4:主要な利害関係者との協議を含め、推薦の全過程においてコミュニティの積極的な参与を得たと記載されている。しかし、提案書には関連する8つのコミュニティのうち1コミュニティ13名の署名しか添付されておらず、他のコミュニティがどのように参与したのか分からない。そのため、複数ある団体のなかから1つのコミュニティのみが取り組んでいるように見える。従って、本案件推薦の背後にあるコミュニティの複雑性と、彼等の積極的参加についての説明が求められる。

<評価機関-提出国間の対話プロセス>

Q1: 提案要素の存続可能性が損なわれないためにいかなる措置を取るのか。例えば、どのようにして観光増加に伴う脱文脈化の可能性を防ぐのか。

A1: Kwagh-hir は家族、コミュニティ、そしてベヌエ州政府により保護されており、乾季の農作業後の夕刻に定期的に演じられることで保存・振興・普及している。またベヌエ州は定期的にコンテストを開催しており、これが外部からの影響や脱文脈化からの保護措置となっている。ベヌア州政府は管理者や実践者と協力して専門家委員会を設置し、その独創性保護に努めている。

Q2: Gboko 以外のコミュニティは本案件の推薦過程にどのように参与したのか。

A2:他のコミュニティも参与している。他コミュニティのリーダー達は全員、推薦のためのワークショップに参加した。そこで、Tarka 地域の Kende Kaase Kwagh-hir 劇団が全国規模の文化フェスティバルや国際的文化イベントに参加するなど著名であることから、満場一致で代表者となることが決定した。

【議題10.b.31代表一覧表】

10.b.31 'Ie Samoa, fine mat and its cultural value (サモア独立国) (情報照会もしくは記載)

<内容>

イエ・サモアは細く裂いたパンダヌスの葉を使用した特別な良質の手編みゴザで、その縁部には赤と緑の羽根が結わえられ、端部は繊維が解かれている。イエ・トガとも呼ばれる。僅か数ミリのペースで編み込んでいくため、大きさによっては完成までに数か月から数年かかる。イエ・サモアは祭礼や儀礼の場で展示されコミュニティの豊穣を願い、親族間で交

換することで親族関係が再確認される。儀礼的交換は結婚式や葬式などの重要な儀式、紛争解決等の際に実施され、国境を越えて行われることもある。祝賀行事などの機会には、イエ・サモアを身体に巻き装う場合もある。イエ・サモアの製作は織物小屋(falelalaga)で行われる。伝統的な織り手は女性で母から娘へと技術が受け継がれてきたが、近年は男性の織り手もいる。イエ・サモアの儀礼的交換は男性によって行われる。

<評価機関の指摘事項>

R3:提案された保護措置には生産の促進、展示、織り手の支援補が含まれるが、保護措置の計画段階における織り手の参与は不透明である。さらに、その社会的役割や文化的意味の保護よりも、提案候補の商業的価値に重点が置かれているように見える。

<評価機関-提出国間の対話プロセス>

- Q. 保護措置の計画作成に当たって、コミュニティはどのように参与したのか。
- A. 保護措置の中核を成す QR コード・プロジェクトは、関係省庁(Ministry of Women, Community and Social Development)が年に2回行っている織物小屋での対話から生まれた。織り手たちは先進技術を用いたイエ・サモアの保護と生産を提案したため、この訴えをもとに2016-2017年の間で複数のコミュニティとの意見交換を行い、QR コード・プロジェクトへと結びついた。

【議題10.b.代表一覧表】

10.b. 32 Moutya (セーシェル) (情報照会)

<内容>

18 世紀の奴隷貿易とプランテーション・ビジネスを背景に生まれたアフリカ系の伝統的舞踊。もともとは奴隷とその直接の子孫の間で実践されていたものだが、現在ではセーシェル国民及び移民の間で親しまれ、セーシェル共通の文化的象徴として捉えられている。歌、ダンス、太鼓(そして太鼓造りの技術)で構成され、その歌詞は、植民地支配者の視点(公式記録)とは異なるオルタナティブな歴史記録でもある。もともとは野外で焚き火を囲んで夜通し行う即興的な踊りであったが、現在は夜間に限らず、浜辺や舞台でも踊られる。近年、セーシェル・ミュージシャン協会による定期的な日曜 Moutya や 7 月フェスティバル等により Moutya が復活しており、即興的なパフォーマンスを守ろうとしている。2010 年に国の無形文化遺産目録に登録。

<評価機関の指摘事項>

- R2:提案書は本件自体の認知向上、特に観光促進に焦点を当てており、無形文 化遺産全般への貢献については説明されていない。さらに、提案書は記載によ り他の創造的産業との対話や関係を助長し、実践者の雇用促進に繋がると記載 するが、こうした商業的アプローチは、必ずしも条約の目的に沿ったものでは ない。
- R3:非常に一般的な記載に留まっており、記載によるネガティブな影響の可能性への対応策が見られない。また、過度な商業化のリスクを指摘しているが、その対応策も提示されていない。反対に、提案された保護措置は本件の商品や観光集客としての価値に焦点を当てていることから、本無形文化遺産が脱文脈化する可能性がある。
- また提出国に対し、以下の点を勧告:
- 過度の観光増加や商業化による無形文化遺産保護への影響に特に注意を払い、脱文 脈化を防ぐよう務めること

- 保護措置を計画・実施する際には、その文化・社会的側面に焦点を当てること
- 代表的一覧表の目的は無形文化遺産全般の認知向上であり、観光促進ではない
- トップダウン的な手法による保護を避けること

【議題10.b.代表一覧表】

10.b.36 Falak (タジキスタン) (情報照会)

<内容>

ファラクは山岳地帯に暮らすタジク人の音楽ジャンルのひとつであり、一人の器楽演奏による伴奏や複数の楽器による伴奏を伴う独唱、または伴奏を伴わない独唱である。いくつかの技法によって下位分類が形成されている。伝統的にはイスラーム化以前の山岳信仰や天空神信仰、家族的な葬送儀礼と関わっているが、クロブ地方の都市的ハイカルチャーの所産でもあり、新たな楽曲上の展開を伴う作品群へと展開したファラクもある。老若男女問わずファラクの実践者だが、伝統的には師弟間での制度的継承によって得られた高度な音楽技能を必要とするファラクも存在する。ファラコンと呼ばれる一流の歌手や演奏家が担い手となって、さまざまな祭典、儀式等で演奏される。ファラコン達の周りに形成されるコミュニティ・ベースの弟子たちの集団は、師弟間での口伝による継承を通じて新しいファラクを創造する能力を有しており、既存のファラクを演奏するだけの国立楽団や諸集団とは区別される。ファラコンは婚姻儀礼や葬送儀礼、他の儀礼的行事には必ず招かれ、ファラクを披露する。地域の人々はファラクを聴くために招待なしに儀礼の場に顔を出すなど、社会的機能にも関わっており、ファラコンはこうした社会的な場での演奏によって社会的名声を得ている。

<評価機関の指摘事項>

- R2:本件は、ファラクのリストへの記載が無形文化遺産一般の認知度をどのように高めるのか、いかに対話を促進するのか、記載がどのように文化的多様性の尊重を促進するのかを提示できていない。記載はファラクおよびその実践者とタジク人への貢献に終始している。
- R3:提案された保護措置は何をすべきかという項目のリストにすぎず、具体性を欠き関係するコミュニティ、グループ、個人が保護計画にいかに関与するかを示していない。 さらに、条約の十分な理解なしに提案書が作成されたことを示唆しており、特に、無形 文化遺産の進化的かつ動態的な性質の重要性が認識されていないようである。
- R5:ファラクは 2016 年にタジキスタンの無形文化遺産の国家リストに登録され、登録から 3 年か 5 年ごとに更新されている。しかし、提案書には、関係するコミュニティ、団体、NGO がどのように参加して目録が作成されたか明示されていない。また一覧作成を管理する機関や一覧作成プロセスについても明確ではない。

【議題10.b.代表一覧表】

10.b.13 37 Nuad Thai, traditional Thai massage (タイ) (情報照会または記載)

<内容>

伝統的タイ式マッサージであるヌアッ・タイは、タイの伝統的な技能、科学、文化のひとつである。非医学的な用手療法で、ヌアッ・タイのセラピスト(モ・ヌアッ)は、身体を巡るエネルギーの流れ(セン)の閉塞を治療し、患者の身体とエネルギーのバランスを整える、つ

まり身体の構成要素(地・水・風・火)を正常化する処置を行う。治療には両手、肘、膝、両足を用いた処置と、消炎効果のある薬草を用いた温湿布を組み合わせる。タイ農村社会に起源を持つ民間療法の経験と知識が体系化し、現在では国家の医療システムに組み込まれ都市部において職業となっている。2001 年に伝統的タイ医療(TTM)のひとつとして認定され、専門的な実践者教育制度や研修プログラムが整備されている。

<評価機関の指摘事項>

• R3:提案された保護措置には、ヌアッ・タイの促進活動、教育研修、継承、記録作成、 法的政策や規制などが含まれ、国の保健組織や他の関係機関により有効な保護措置と財 政支援が行われている。ただし、提案する保護措置により、関係コミュニティがどのよ うに裨益するのか、明確にする必要がある。

<評価機関−提出国間の対話プロセス>

- Q:提案された保護措置は関係コミュニティにどのように利益をもたらすのか?
- A:1) 地域コミュニティが彼ら自身の伝統的マッサージに関する知識や資料を収集・保護することを可能とする。ヌアッ・タイへの関心を再活性化し、コミュニティ、地域、国家レベルでの研究を促すことで、地方の施術者の評価を高めることに繋がり、地域間の交流や次世代への継承を促す。
- 2)誤用や不適切な実践を監視し、専門的な技能向上のための学習や交流に貢献することで、民間の個人・グループ・協会を含む地域・国レベルの実践者ネットワークが強化される。
- 3) 一般の人々にとっては、安全で良質の施術とその情報が得やすくなる。
- 4) 政府による政策、規制や予算措置はコミュニティ、市民団体、専門家らが必要とする情報を提供し、より自発的な保護を促進する。

【議題10.c. グッド・プラクティス】

10.c.2 Ecological and cultural programme associated with the Armila Sea Turtle Festival (パナマ) (情報照会)

<内容>

アルミラのウミガメ祭に関連する環境保全および文化的プログラム。祭りの中心的役割を果たすグナの人々は、人間、植物、動物、精神が世界を成すという世界観を持っている。祭りでは、海洋生態系への圧力が大きくなるなか、この世界観にもとづき、ウミガメの保護活動(海岸の清掃、巣穴のモニタリングとパトロール)や物語・歌といった表象、工芸品制作が行われる。こうした活動は、海岸を守り生物多様性を保護し、そうした慣習を強めることにつながっている。

ウミガメ祭は 2007 年より始まり、砂浜の清掃とウミガメ産卵地点のモニタリングやパトロールを行うのにあわせ、ウミガメや地域環境に関連する口承伝統や儀礼、ダンス、食実践などの文化的要素の保護を目的とする。コミュニティが一丸となり砂浜及び生物多様性を保護し、伝統を強化する事例である。

<評価機関の指摘事項>

- P1:多くの文化的活動が含まれてはいるが、プログラム自体は生態的側面に重点を置いている。ウミガメと関連する無形文化遺産要素は極めて限られている。さらに、プログラムにおける環境保全と文化的表現との関連について明解な記述を欠いている。
- P2:無形文化遺産の保護措置に関する対応について、地域レベル、国際レベルで努力がなされてきたとする根拠を欠く。
- P3:本案件は、無形文化遺産の保護措置より、はるかに環境保全およびその推進に焦

点を当てており、条約の原理を反映する活動について明確に記載されていない。従って、条約の目的がどのように達成されるか評価することは不可能。

- P4:無形文化遺産の存続可能性に本件がどのように貢献できるのか不明瞭。祭り自体 の存続性の確保を目的としており、このような祭り中心のアプローチは無形文化遺産 の脱文脈化に繋がりかねない。
- P5:「コミュニティ」という概念の使い方が曖昧で、地域住民を指す場合と本件に係る 利害関係者を含む場合とがあるが、いずれも祭りに積極的に関与している。
- P6:本件をモデルとして、他の文脈においてどのように再現・利用できるか説明されていない。また無形文化遺産保護の良好事例としての祭りについて、説明されていない。

参考資料 7-2 政府間委員会における議事概要

無形文化遗産条約第14回政府間委員会議事概要

日時 2019年12月9日(月)から14日(土) 会場 Agora Bogota Convention Centre, Bogotá市(コロンビア国)

> 文責: 東北大学東北アジア研究センター 2020 年 1 月 6 日

無形文化遺産条約第14回政府間委員会議事概要

日時 2019年12月9日(月)から14日(土)

会場 Agora Bogota Convention Centre, Bogotá 市 (Colombia)

委員国 アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、カメルーン、中国、キューバ、 キプロス、ジブチ、ガテマラ、ジャマイカ、日本、カザフスタン、クェート、 レバノン、モーリシャス、オランダ、パレスチナ、フィリピン、ポーランド、 セネガル、スリランカ、トーゴ、ザンビア

議長国 コロンビア (議長:マリアクラウディア・ロペスソルツァノ Ms María Claudia Lopez Sorzano)

副議長国 オーストリア、ポーランド、フィリピン、ザンビア、パレスチナラポルトゥール(書記) ジャマイカ(ベルナンド・ジャンキー Mr Bernard Jankee)

12月9日(月)

議題1 開会

エルネスト ユネスコ事務局長の挨拶 コロンビア国文化大臣の挨拶 議長による第 14 回政府間委員会開会の宣言

議題2議題の採択

議事進行法の確認、その他会場に関する情報提供 【14.COM 2 原案通り、議題を採択】

議題3 オブザーバー

オブザーバー参加となる NGO 等を紹介

International Centre for Research and Documentation on African Traditions and Languages (CERDOTOLA) (第 11、12、13、14 回委員会)

International Council for Game and Wildlife Conservation (CIC) (第 12、13、14 回)

African Trade Centre (ATC) (第 13、14、15 回)

Centre for Black Culture and International Understanding (CBCIU) (第 14 回) 15~17 回委員会について、Arab League Educational, Cultural and Scientific Organization (ALECSO)が参加を希望

【14.COM 3 原案通り採択】

議題4第13回政府間委員会の議事録の採択

事務局より報告があり、意見なく議案の採決 【14.COM 4 原案通り採択】

議題 5a 政府間委員会の活動報告

2003 年条約 30 条に従い、政府間委員会はその活動を総会に報告することになって

いる。提出された2018年1月から2019年12月までの委員会活動報告草案が提出されたが、 議案が整っていないため、報告および採決は最終日に延期。

最終日に完成した草案が提出され、そのまま、午後のセッションにて議決を行った。

【14.COM 5a 原案通り採択】

P3 にアゼルバイジャンなどから、冒頭の the three States の削除の依頼が入った。

議題 5b 事務局の活動報告

事務局より、2018 年 1 月~2019 年 12 月の活動について報告。緊急時・教育・能力開発に力点をおいた活動が進められてきたことが報告される。

これを受けて、事務局および、開催国であるコロンビア、開催地であるボゴタ 市等に対する賛辞が委員国から発せされる。その後採決が行われる。

【14.COM 5b 原案一部修正による採択】

アゼルバイジャンの提案によりパラグラフ 8 としてアフリカ等に対する 活動を一層強化するよう事務局に要請する1項目追加された。

議題6 無形文化遺産基金:任意拠出金およびその他の課題

2003 年条約 25.5 条に従い、当該委員会は特別活動のための無形文化遺産基金(任期拠出金)を受け入れることができる。事務局から 13 回委員会から 2019 年 9 月まで任意拠出金の報告説明、基金の運営コスト割合についての提言がなされる。具体的には①持続可能な開発に寄与するキャパビルと②教育(フォーマル・ノンフォーマル)を通じた ICH 保護が実施された旨の報告がなされる。あわせて、任意による追加拠出金の提供を締約国に期待していることが報告された。

また、昨年の委員会以降に得た任意拠出金について報告がなされ、その中で、 運営コストについてこれまでどおり0%とするか、ユネスコ全体の Cost Recovery Policy にあわせ、7%とするか議決が必要であることが説明された。この点は、採 決文案に2案が提示された。

【14.COM 6 原案一部修正による採択】

事務局提案の 2 案では、オプション A が採択されるとともに、コロンビアの提案により、語句の修正がなされた。

議題72020-2021年周期の無形文化遺産基金の利用計画

事務局より 2020-2021 年の無形文化遺産基金の運用計画案について報告された。任意による追加拠出金が減少したこと、未納の査定された拠出金(44 カ国が滞納)がある一方、国際支援が増加したことで、支出が増加している。これは国際支援メカニズムがよく機能していることを示すが、それだけ任意の拠出金が更に重要になってくる。基金としてはより健全な運用状況になっていると言える。

運用計画の主要な部分は国際支援に充てられる。Budget Line 3(委員会の他の機能)は、キャパシティビルディングや緊急時の ICH 保護などが含まれる。またBudget lines 4-6,7 の間である程度の移行ができるよう柔軟な運用方針を維持したい、との意向が示された。これに対して、フィリピンなどから Line3 が 20%とな

っている点について、大きな割合が充てられていることから、その内訳を提示してほしいとの要望が出された。議論の末、事務局で対応を考える必要がでたことから、議案の採決は最終日に持ち越された。

【14.COM 7 原案一部加筆および修正による採択】

フィリピンおよび事務局からの提案により一部修正され、採択された。

議題8 定期報告制度の見直し

締約国が提出することになっている定期報告について、提出状況が好ましくないことから、2017年よりそのシステムの見直しを行ってきた。2020年より新しい制度を導入することになったことから、その説明を事務局が行つた。

新しい定期的報告システムは、ユネスコの Overall Results Framework に沿うもので、地域ごとのサイクルで報告を提出するように変更。来年が最初の年で、ラテン・アメリカ、カリブ海地域を対象とし、その後ヨーロッパ、アラブ、アフリカ、アジア太平洋と続き 2025 年は全体の総括の年とする。

提出方法など技術的な点で委員国からの質問が出される。時間がなくなったことから採決は2日目の最初の議事で行われた。

【14.COM 8 原案どおり採択】

【12月10日(火) 第2日】

議題 9a 危機リストに記載された案件にかかる締約国からの定期報告審査

運用指針パラグラフ 160 では、国家は危機リストに登録された無形文化遺産の 4年ごとの定期報告が定められている。提出された報告書は 4件であり、クロアチア、ケニヤ、ウガンダ、ベネズエラを対象に審査を行った。各案件について、状況についての報告が行われた上で、それぞれの定期報告について採決が行われた。 【14.COM 9a1、14.COM 9a2、14.COM 9a3、14.COM 9a4 全て原案どおり採択。その上で 14.COM 9a 全体を採択】

議題 9b 無形文化遺産基金の国際支援の使用に関する締結国の報告

事務局より、無形文化遺産基金を用いた無形文化遺産保護に関する 36 のプロジェクトがこれまで実施され、19 のプロジェクトが現在も進行していることが報告される。この中でキャパシティビルディングに関わる案件や教育に関わる案件で成果が出ていることが報告された。併せて、これまでの基金を用いた事業の傾向分析が行なわれ、2015 年頃より基金の利用が増えてきており、その役割が増していることが報告された。

委員国からは、事業に対する好評価が発言された。特に無形文化遺産の平和に 対する貢献についてのコメントが注目された。

【14.COM 9.b 原案どおり採択】

議題 10 2019 年度の評価機関の活動報告

第 13 回政府間委員会では、2019 年の危機リスト、代表リスト、グッドプラクティス、10 万ドル以上の国際支援事業の評価に責任をもつ諮問機関が組織された。ここでは、その評価機関より議案書作成の流れ、特に評価方法の説明を中心に報告された。その後一般討議が行われた。

今年より試行的に導入された対話プロセスについてのコメントが多数あがった。また、危機リストの評価基準である U2、U3、代表一覧表の評価基準の R2、R3 に関する問題の提起もいくつかの国から発言があった。議案の採決は、10d の採決後、12月12日に実施した。

【14.COM 10 原案どおり採択】

議題 10a 緊急の保護を必要とする無形文化遺産リスト記載案件の審査

危機リストのノミネーションおよび採択等の状況は下表の通りとなった。 【14.COM 10.a 各提案の採否は下表の通り】

		214 104 E 1/C X 22 1/V E 148			
No.	提案国	名称	EB の評 価	委員会決定	議案修正、その他
1	ボツワナ	Seperu folkdance and associated practices	記載	記載	
2	ケニヤ	Rituals and practices associated with Kit Mikayi shrine	情報照会	情報照会	※ 対話プロセス実施案件 U3 について修正
3	モーリシャ ス	Sega tambour Chagos	情報照会	情報照会	U3 について修正
4	フィリピン	Buklog, thanksgiving ritual system of the Subanen	情報照会	情報照会	※ 対話プロセス実施案件 U4について修正
5	ベラルーシ	Spring rite of Juraŭski Karahod	不記載	不記載	※ 国際支援提案案件いくつかの国が議決文書の修正を発議し、段落の追加等を行い可決
6	エジプト	Tally in Upper Egypt	不記載	提出国より 取下	※ 国際支援提案案件

【12月11日(水) 第3日】

議題 10b 人類の無形文化遺産の代表的な一覧表記載案件の審査

【14.COM 10.b 各提案の採否は下表の通り】

No.	提案国	名称	EB の評	委員会決	議案修正、その他
			(ATI	定	
1	アルメニア	Armenian letter art and its cultural expressions	記載	記載	
2	オーストラ リア、ギリ シャ、イタ リア	Transhumance, the seasonal droving of livestock along migratory routes in the Mediterranean and in the Alps	記載	記載	スペインも共同提案に加わりたいとの要望がコロンビアより提示され、議決文に、今後、スペインはじめ関心のある国に拡大していくことを推奨する文言が追記され

					ることになった。
3	バーレーン ほか 14 か 国	Date palm, knowledge, skills, traditions and practices	記載	記載	
4	ベルギー	Ommegang of Brussels, an annual historical procession and popular festival	記娰	記載	
5	ボリビア	The festival of the Santísima Trinidad del Señor Jesús del Gran Poder in the city of La Paz	記載	記載	
6	ブラジル	Cultural Complex of Bumba-meu-boi from Maranhão	記載	記載	
7	ブルガリア	Nedelino two-part singing, an island with the monophonic sea of Rhodope songs	不記載	提出国に より取下	
8	カーボベル タ	Morna, musical practice of Cabo Verde	記載	記載	
9	キプロス・ ギリシャ	Byzantine chant	記載	記載	トルコより抗議あり
10	ドミニカ	Music and dance of Dominican Bachata	情報照会	記載	R3、R4 について修正
11	エチオピア	Ethiopian epiphany	情報照会	記載	R2、R3 について修正
12	フランスほ か二カ国	Alpinism	記載	記載	
13	ドイツ	Theatres and orchestras in Germany and their socio-cultural spaces	不記載	取下	
14	インド	Sowa-Rigpa, knowledge of healing or science of healing	情報照会	情報照会	※ 対話プロセス実施案件 パレスチナの提案により情 報紹介のままとなる。その後 中国、インド、パキスタン のコメントあり
15	インドネシ ア	Traditions of Pencak Silat	記載	記載	
16	イラン	Traditional skills of crafting and playing Dotar	記載	記載	
17	イラク	Provision of services and hospitality during the Arba'in visitation	記載	記載	
18	アイルラン ド	Irish harping	記載	記載	
19	イタリア	Celestinian forgiveness celebration	記載	記載	
20	カザフスタン	Ak-kalpak craftsmanship, traditional knowledge and skills in making and wearing Kyrgyz men's headwear	記載	記載	
21	ラオス	Fone Lam Vong Lao (lamvonglao) (lamvong)	情報照会	情報照会	R2、R4、R5 が照会対象 どの国も発言なく決議され る

22	マレーシア	Silat	情報照会	記載	R2、R3 について修正
23	メキシコ、 スペイン	Artisanal talavera of Puebla and Tlaxcala (Mexico) and ceramics of Talavera de la Reina and El Puente del Arzobispo (Spain) making process	情報照会	記載	R3 について修正 複数国の提案の場合に、関係 国の保護策を協調するよう に求める意見が出される。
24	モンゴル	Traditional technique of making Airag in Khokhuur and its associated customs	記載	記載	
25	モンテネグ ロ	Boka Navy, traditional maritime organization	情報照会	背報照会	R1、R2、R3、R4 が照会対象
26	モロッコ	Gnawa	記載	記載	
27	ナイジェリ ア	Kwagh-Hir theatrical performance	情報照会	記載	※ 対話プロセス実施案件 R3、R4について修正
28	ノルウェー	Practice of traditional music and dance in Setesdal, playing, dancing and singing (stev/stev/jing)	記載	記載	
29	ペルー	'Hatajo de Negritos' and 'Hatajo de Pallitas' from the Peruvian south-central coastline	記載	記載	
30	ポルトガル	Winter festivities, Carnival of Podence	記載	記載	
31	サモア	'le Samoa, fine mat and its cultural value	情報照会	記載	※ 対話プロセス実施案件 R3 について修正
32	セーシェル	Moutya	情報照会	情報照会	R2、R3 が照会対象
33	スロバキア	Drotárstvo, wire craft and art	記載	記載	
34	スイス	Holy Week processions in Mendrisio	記載	記載	
35	シリア	Practices and craftsmanship associated with the Damascene rose in Al-Mrah	記載	記載	
36	タジキスタ ン	Falak	情報照会	情報照会	R2、R5 は修正され、R3 が残 り 情報照会として議決
37	タイ	Nuad Thai, traditional Thai massage	情報照会	記載	※ 対話プロセス実施案件 R3 について修正
38	トルコ	Traditional Turkish archery	記載	記載	
39	トルクメニ スタン	Traditional turkmen carpet making art in Turkmenistan	記載	記載	
40	ウクライナ	Tradition of Kosiv painted ceramics	記載	記載	
41	ウズベキス タン	Khorazm dance, Lazgi	記載	記載	
42	ベトナム	Practices of Then by Tày, Nùng and Thái ethnic groups in Viet Nam	記載	記載	

【12月12日(木) 第4日】

議題 10c グッドプラクティス登録案件の審査

【14.COM 10.c 各提案の採否は下表の通り】

No.	提案国	名称	EB の評 価	委員会決 定	議案修正、その他
1	コロンビア	Safeguarding strategy of traditional crafts for peace building		採択	
2	パナマ	Ecological and cultural programme associated with the Armila Sea Turtle Festival	情報照会	提出国に より取下	
3	ベネズエラ	Biocultural programme for the safeguarding of the tradition of the Blessed Palm in Venezuela	採択	採択	

議題 10d 国際協力の採択審査

【14.COM 10.b 各提案の採否は下表の通り】

No.	提案国	名称	EB の評	委員会決	議案修正、その他
			ATE .	定	
1	ブルキナフ ァソ	Capacity building for stakeholders involved in safeguarding the intangible cultural heritage in Burkina Faso	採択	採択	

【12月13日(金) 第3日】

議題11条約一覧表に記載された名称の変更

運用指針 I.12 に従い、スウェーデンより 2018 年にグッドプラクティスに記載された'Land-of-Legends programme, for promoting and revitalizing the art of storytelling in Kronoberg Region (South-Sweden)'について、'(South-Sweden)'を削除したいとの要望が提出された。討議では意見はなく採択となった。

【14.COM 9.b 原案どおり採択】

議題12条約のリストに記載された案件に関する事後調査

2010年に代表リストに記載されたベルギーの Aalst Carnival の記載取り消しを事務局が提案(2019年3月21日の委員会ビューローで決定)。記載取り消しは初めての案件となる。事務局からの背景、記載後に浮上してきた問題等の経緯説明をうけ、取り消しを審議した。議案はビューロー会議にてコンセンサスを得たものが提示されたため、採択を行ったのちに、議論がおこなわれた。一般討議では、反ユダヤ主義・人種差別的な表現が含まれることから、多くの国が取り消しに賛同する発言を行った。

【14.COM 9.b 一部修正のうえ採択】

ベルギー政府が本件の記載について取り下げを求めたことを受けて追記、 および字句の修正を行った。

なお、議題 14 の審議中に、本議決に基づいて事務局が行なったプレスリリース の表現に対してパレスチナ、クェートなどアラブ諸国よりクレームが入り、議案 14 の審議を一時中断し、プレスリリースの修正が行われた。

議題13 非常時における無形文化遺産

第 11 回委員会 (2016) 以来、自然災害や紛争といった非常時の無形文化遺産について、無形文化遺産に対する影響と、防災減災に対する無形文化遺産の役割という二つの観点から課題が提起されてきた。これまでの議論を受けて、2019 年 5 月にパリ本部で専門家会合を開催したことから、その報告が行われた。一般討議では多くの国から意見が寄せられ、議決を行なった。

【14.COM13 段落の修正および追加が行われて採択】

ICH の保全の重要性と保全そのものが非常時に対するコミュニティの準備や回復などに訳に立つことが再確認され、2020年6月の第八回総会に非常時の無形文化遺産の保全についての添付文書(LHE-19-14.COM-13_REV-EN参照)を提出する事となった。パラグラフ2に人権等に関する文章の追加、パラグラフ11に各国の努力目標に関する段落の追加等が行われた。

議題 14 条約におけるリスト記載メカニズムの再検討

2018 年第 13 回政府会委員会で、日本政府の支援による 2003 年条約の登録メカニズムの再検討が始まった。これに関わり、危機リスト、代表リストの記載メカニズムについては、これまでも議論が重ねられ、2016 年からは評価機関を設立して運用している。しかしながら評価機関の評価内容が必ずしも記載の基準の全てになっていないこともあり、現状の記載のあり方に大きな問題をはらんでいることを多くの国が共有しており、一般討議でも様々な意見が提案された。評価機関の評価に関しても、批判的な意見もあるが、一方で、その判断をもっと重視すべきという意見もあり、多様な意見が提出された。その中で対話プロセスは好評価で一致しており、その点を組み込んだ議決案については大きな異議は提出されず、提案とおり議決となった。

なお、本件に関しては、日本が任意拠出金に基づいて評価を行ったこともあり、 発言する多くの国から日本に対する感謝が示された。

【14.COM 14 原案どおり採択】

【12月14日(土)第4日】

議題 15 条約推進への NGO の参加について

2017年第12回政府間委員会で登録NGOによる助言機能の定義について検討が始まった。ここではNGOの無形文化遺産条約に対する役割について、NGOフォーラムよりその組織のあり方等について報告がなされた。その一般討議となり、委員国からはNGOの役割について積極的に評価される。

【14.COM 15 項目の追加が提案され、修正案が採択】

事務局がNGOの機能整理をすることが定められ、また国家や関連NGOに対し新規のNGOへの能力開発活動を運営することが推奨された。なお、P5、P9を追加する修正意見がフィリピンから提出され加筆される。

議題 16 特別作業委員会からの報告

評価機関と提案国、委員会との対話のあり方や、NGOとの対話のあり方が課題として存在していることから、第14回委員会開催国であるコロンビアが中心となって設立した特別作業委員会からの報告があった。

【14.COM 16 原案どおり採択】

議題 17 認定 NGO の新規登録と、認定 NGO 活動報告

事務局より81の認定NGOの新規登録と活動の現状について報告された。 【14.COM17原案どおり採択】

35 の NGO が登録に値するとして総会で登録にむけて推薦、62 の登録団体はそのまま継続、19 団体が登録抹消。

議題 18 2020 年周期の評価機関の任命

次期記載周期の評価機関について、4年任期のシステムより、今年はグループ1、2から認定 NGO の選出、グループ5bから専門家の選出を行う。NGO 枠については、グープ1で3団体、グループ2で2団体、専門家枠ではグループ5bで2名が立候補。選挙に先立ち、評価機関の構成と任務について記された別紙の議決を行い、その後選挙が行われた。

【別添 1 が議決されたのち、別添 2 にある立候補者の選挙を行い、14.COM 18 が 採択された】

> NGO グループ 1 Workshop intangible heritage Flanders NGO グループ 2 European Association of Folklore Festivals 専門家 5b Mr Lemeneh GETACHEW SENISHAW, Ethiopia

議題 19.ユネスコの統治機関のガバナンス、手順、および作業方法に関するオープンエンド ワーキンググループ推奨事項の実施に関するフォローアップ

2017年のユネスコ総会において議決されたユネスコ機関のガバナンス、手順、および方法の運用に関する勧告に間して、事務局より、無形文化遺産条約の現時点までの対応について報告が行われた。

【14.COM 19 原案どおり採択】

議題 20 第 15 回政府間委員会の開催地および日程について

ジャマイカが招致を表明し、承認される。

【14.COM 20 採択】

開催地 キングストン、ジャマイカ 日程 2011 年 11 月 30 日から 12 月 5 日

議題 21 第 15 回政府間委員会におけるビューローの選出

条約にもとづき6地域から1か国ずつ選出する。

【14.COM 21 採択】

ビューロー国 ジャマイカ (地域 4)、カザフスタン、オランダ (地域 1)、アゼルバイジャン (地域 2)、中国 (地域 3)、ジブチ (地域 5a)、クエート (地域 5b)

議長 ジャマイカ オリビア・グリーン文化大臣 書紀(Rapporteur) カザフスタン アスカル・アドラハマダル氏

議題22 その他の案件

パレスチナより議長、コロンビア、次回開催のジャマイカほかへの賛辞が表される。

その後、フィリピン、セネガル、オーストリア、ザンビア、日本、ジャマイカ、ポーランド、ジブチ、アルメニア、中国、カザフスタン、キューバ、クエート、スリランカ、ガテマラからも同様の賛辞が表される。

各賛辞に対して、議長がそれぞれに貢献に対する返礼をする。なお、日本につい ては条約への貢献もあった。

最後に事務局への賛辞がパレスチナより評され、議長より、その他すべてのスタッフに賛辞が送られる。

議題 23 議決リスト確認

特に議論は行われずに採択される。

議題 24 閉会

議長より、議長としての仕事の終了が宣言される。 コロンビア文化大臣カルメン・バスケスより閉会の挨拶 16 時 16 分 閉会の宣言





THE PRACTICALITIES AND ETHICS OF DEALING WITH DISASTER REMAINS & CULTURAL HERITAGE

災害遺物と無形文化遺産の実践と倫理

Program

19 Feb 16:00-19:00 Film Session, ネバール大震災ドキュメンタリー映画上映会

"世界でいちばん美しい村 The Most Beautiful Village in the World"

Speaker: 石川梵監督(Mr. Ishikawa, Director) Venue: SendaiMediatèque, 7F Theater Room

20 Feb 9:00-17:00 Disaster Remains Workshop /災害遺物 ws

21 Feb 9:30-12:00 Cultural Heritage Panel /文化遺産保全

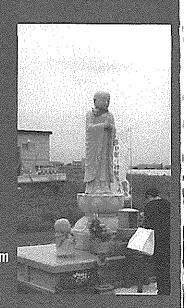
Language: Japanese/English (with Translation)

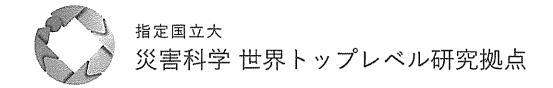
Venue: Tohoku University, New Aobayama Campus, International Research

Institute of Disaster Science(IRIDeS), 1F Seminar Room

BORET@IRIDES.TOHOKU.AC.JP

主催:東北大学 指定国立大・災害科学世界トップレベル研究拠点 東北アジア研究センター 災害人文学ユニット 文化庁受託業務







The Practicalities and Ethics of Dealing with Disaster Remains and Cultural Heritage February 19-22, 2020

Schedule

Feb 19, 16-19:00 Film session, "The Most Beautiful Village in the World" and Talk by Mr. Ishikawa (Director), Sendai Mediatèque 7F Theater Room

Feb 20, 9-17:00 Workshop in Japanese/English with translation (followed by a reception PM)

Feb 21-22, 9:30-12:00 AM Presentations by Japanese and Nepalese experts of Cultural Heritage, followed by a Disaster Heritage Tour to the coastline areas of 3.11 (in Japanese/English with translation)

Organizers: Toshiaki Kimura, Sébastien P. Boret, Sakura Kudo (Disaster Humanities)

Background: Tohoku University became a Designated National University to represent. One of its objectives is the development of an interdisciplinary research cluster of disaster scientists. One of its groups is the Disaster Humanities Unit that brings together anthropologists, sociologists, folklorists, museum curators and artists. Together they set activities and events such as ethnographic movies, exhibitions, and field research connected with the context of disaster. Part of these events is the annual workshop series Born in Disasters organized by the public health, well-being and social recovery group. Its aims are to explores the cultural elements and social phenomena that find their origins in crisis. The first event focused on the issue of Dealing with Death and Remains in the Aftermath. The participants brought a variety of case studies from France, Indonesia, Hong Kong and Japan. Their papers collectively argued that disasters leave behind them human remains (bodies, souls) and affected people (bereaved) that human societies must deal with. They also showed that communities are compelled to rescue documents, personal objects, and other artefacts curated in museums.

Summary: During the 2020 workshop, the presenters and their audience will be invited to engage with The Practicalities and Ethics of Dealing with Disaster Remains and Cultural Heritage. By exploring further the practical processes of rescuing and preserving bodily and disaster remains bodily and spiritual dimensions of the victims as well as cultural heritage and the benefit for social recovery. The participants are invited to discuss the broader ethics of these processes by introducing their impacts to group identity and representation, collective memory, community bond, education and knowledge.

<u>Topics</u>: corpses, spirits, disaster remains, cultural heritage.

Workshop Program 20 February

Venue: Tohoku University, New Aobayama Campus, IRIDeS, 1F Seminar Room

Session 1: The Practicalities and Ethics of Dealing with Disaster Remains and Cultural Heritage

<u>WELCOME ADDRESS</u>: 09:00-09:20; Kimura Toshiaki, Tohoku University, Sébastien P. Boret, Tohoku University; English/Japanese

PRESENTATIONS: Each presentation will last 20 minutes plus 10 minute Q&A.

Session 1 HUMAN REMAINS 09:20-10:50

- 1. Elisabeth Anstett, CNRS, The Difficult Issue of Incomplete Bodies and Cadaver's Fragments in Mass Death
- 2. Shiho Toishiba, JSPS Research Fellowship for Young Scientists, *The Transformation of the Burial System after the Great Kanto Earthquake*
- 3. Sébastien P. Boret, Tohoku University, *Managing Mass Fatalities during the Crisis of 2011 Japan Disasters*

Break 10 mins

Session 2 SPIRITUAL REMAINS 11:00-13:00

- 1. Tetsuo Ohmura, Tohoku University, Diplomas for the Dead: Memorial Services for the Children Victims of 3.11 in Non-Religious Public Schools
- 2. Yu Fukuda, Tohoku University, Commemorations of the Tsunami by religious minorities in Banda Aceh
- 3. Suhadi, State Islamic University, The Petilasan of Maridjan: Spiritual Remains of Merapi Volcano Eruption in Post-Disaster Tourism Trend in Yogyakarta, Indonesia

Lunch Break 90 mins

Session 3 MATERIAL REMAINS 14:30~16:30

- 1. Ryusuke Kodani, Tohoku History Museum, The Methods and Effects of Transmitting Cultural Heritage Damaged by Disaster to Future Generations
- 2. Sakura Kudo, Tohoku University"Post-disaster Resilience and Uninhabited Resettlements in Nepal: A study of a Model Village following the Gorkha Earthquake"
- 3. Toshiaki Kimura, Tohoku University, Material Remains and Revival of Local Festival in Post-3.11 Japan

Break 10 mins

DISCUSSION 16:30~17:30

Coordinator Toshiaki Kimura and Sébastien P. Boret

The general discussion will be an opportunity to discuss the outcomes of the workshops, including A publication.

DINNER RECEPTION 18:00; location to be confirmed.

Cultural Heritage Preservation in Disasters

21-22 February

FEBRUARY 21

Venue: Tohoku University, New Aobayama Campus, IRIDeS, 1F Seminar Room

Session 2: A Comparison of Preservation Programs of Intangible Cultural Heritage in Asia

9:30-9:35 Opening by Prof Hiroki Takakura

9:35-11:05 Prof Satoru Hyoki (Folklorist) Seijo Gakuen University, Efforts for Safeguarding Folk Performing Arts in Japan: Focusing on the Communities Concerned and the Problems Facing Them

Ass. Prof Satoru Ishigai, Tokyo Kasei University, "Present state and issues regarding the protection of intangible folk cultural properties. What should be protected? What can be protected?"

11:05-11:35 Mr. Jayaram Shrestha, Nepal National Museum, "Safeguarding Intangible Cultural Heritage (ICH)of Nepal: Role of Community"

11:35-11:55 Miss Kudo, Field Report of ICH in Nepal: Efforts for First Enrollment and Challenges, Ms Terao, Tohoku University Effort to Safeguard the ICH in Mongolia: Focus on the Inscription of "Traditional manufacturing techniques of airag using khokhuur and related customs" in to the Representative List.

Disaster tour

13:00 departure from Sendai

14:00-15 Okawa Elementary School Site, Ishinomaki City

15:30-16:30 Arrival in Rias Ark Museum, Kesennuma City

17:00 Hotel, Kesennuma City (Hotel IKKEIKAKU)

FEBRUARY 22

10:00-12:00 Intangible Cultural Heritage Performance: Tiger Dance

12-13:30 Lunch

13:30-14:30 Kensennuma Disaster Memorials, Kesenuma City

16:30 Return to Sendai



Copyright https://kesennuma-kanko.jp

※国立大学経営改革促進事業(世界トップレベル研究拠点(災害科学))及び 受託研究:無形文化遺産保 護条約(文化庁)予算にて実施

執筆者一覧

高倉 浩樹 東北大学東北アジア研究センター教授(社会人類学):編者、1章担当

木村 敏明 東北大学大学院文学研究科教授(宗教学):1及び5章担当

ボレー セバスチャン 東北大学災害科学国際研究所准教授(社会人類学)2及び5章担当

瀧川 裕貴 東北大学大学院文学研究科准教授(社会学)4章担当

福田 雄 東北大学東北アジア研究センター助教(社会学) 2、5 及び 6 章担当

工藤さくら 東北大学大学院文学研究科学術研究員(宗教学)3章担当

小谷 竜介 東北歴史博物館主任研究員/東北大学東北アジア研究センター客員准教授(民俗学)2、4、5 章担当

野嶋 洋子 国立民族学博物館外来研究員(考古学)2章担当

寺尾 萌 首都大学東京大学院人文科学研究科博士課程後期(社会人類学)3章担当

松村 美加 東北大学東北アジア研究センター事務補佐員:編集実務

無形文化遺産保護条約に係わる国際動向調査 報告書 (文化庁受託事業)

編 集 高倉浩樹

発 行 東北大学東北大学東北アジア研究センター

発行日 2020年3月

印 刷 笹氣出版印刷株式会社